

国土交通省独立行政法人評価委員会
第11回空港周辺整備機構分科会

2010年7月28日

国土交通省独立行政法人評価委員会

第11回空港周辺整備機構分科会

2010年7月28日

【濱周辺整備事業室長】 それでは、ただいまから国土交通省独立行政法人評価委員会第11回空港周辺整備機構分科会を開催いたします。

本日は、各委員の皆様方には大変お忙しい中、本分科会にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

私は事務局の環境・地域振興課周辺整備事業室長の濱と申します。議事に入るまでの進行役を務めさせていただきますので、よろしく願い申し上げます。大変恐縮ですが、座ってやらさせていただきます。

本日の出席者につきまして、ご確認をお願いいたします。今配付したのが座席表でございます。

それでは、開催に当たりまして、環境・地域振興課の加松課長からあいさつを申し上げます。

では、課長、お願いします。

【加松環境・地域振興課長】 環境・地域振興課長の加松と申します。

本日は、委員の皆様方におかれましては大変お忙しい中、またお暑い中、ご参集をいただきまして、まことにありがとうございます。

また、日ごろから私どもの航空行政につきまして大変なご理解とご協力をいただいておりますことを、この場をおかりいたしまして厚く御礼を申し上げます。

さて、ご案内のとおり、この分科会につきましては、空港周辺整備機構が独立行政法人となりまして以来、いろいろな評価あるいはご意見をいただいているところでございます。私どもはもちろんのこと、機構の理事長、理事長代理を初めといたしまして、真摯にこれを受けとめまして、機構の業務の効率化あるいは組織運営の効率化、さらには人材の活用等を図ってきたところでございます。その中で実際に改革が進んだというふうに思われる部分もございますけれども、中には、条件が整わずに、まだそこまで至っていないというところもあるかと思えます。本日もいろいろとご意見をいただければ大変ありがたいというふうに思っている次第でございます。

また、平成19年12月に閣議決定されました独立行政法人整理合理化計画に基づきまして事業の見直しを行いまして、独立行政法人以外での形態を含めた組織のあり方について検討を行っていたところでございますけれども、昨年の政権交代後、この整理合理化計画が凍結されることになりまして、昨年の12月に閣議決定されておりますが、独立行政法人の抜本的な見直しという閣議決定の中で事務事業の見直しを行い、その結果を踏まえ、法人のあり方を検討する、並行して組織体制及び効率的な運営についても検証を行うこととされたところでございます。

本日ご参集の委員の皆様方の平成21年度の業務実績評価に関するご意見につきましては、これからの私どものさまざまな見直しあるいは業務執行に十分生かしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。本日は限られたお時間ではございますけれども、どうか忌憚のない評価あるいはご意見をちょうだいできれば、幸いです。

大変暑い中で恐縮でございますが、活発なご意見をお願い申し上げまして、冒頭に当たりましたのごあいさつとさせていただきます。どうかよろしくお願い申し上げます。

【濱周辺整備事業室長】 ありがとうございます。

また、空港周辺整備機構からは竹内理事長ほか役職員が出席しておりますので、ここで竹内理事長を紹介させていただきます。

【竹内理事長】 理事長の竹内でございます。よろしくお願い申し上げます。

【濱周辺整備事業室長】 ありがとうございます。

それでは、審議に先立ちまして、事務局のほうから4点ほどご報告を申し上げます。

まず、1点目でございますが、委員の定足数のご報告でございます。空港周辺整備機構分科会の委員定数は6名に対しまして、4名の出席をいただいておりますので、議事に必要な過半数の定足数を満たしていますことを報告させていただきます。

2点目でございますけれども、分科会の審議結果の取り扱いでございます。本日の審議結果の取り扱いにつきましては、国土交通省独立行政法人評価委員会運営規則第6条の規定に基づきまして、後日、家田委員長の同意を得まして、最終的に評価委員会の議決となる手続を行うことといたします。

3点目は議事録についてでございます。議事録につきましては、従来と同様、委員会終了後速やかに議事要旨を国土交通省のホームページで公表いたします。その後、議事録を作成いたしまして、同様の方法で公表いたします。ただし、業務実績評価に関しましては、議事要旨では主な意見のみを記載いたしまして、評価に結果に関する記載はいたしま

せん。その後の議事録では評価結果を公表いたしますが、そこでは発言者名等は記載しない措置を講じたいと思います。

4点目でございますけれども、国民の意見募集の結果の報告でございます。本日の分科会の開会に当たりまして、国交省のホームページ上において空港周辺整備機構の21年度業務実績評価の案につきまして、当分科会では評価の参考にするため、国民の意見募集を行いました。意見等はありませんでした。

以上、4点でございます。

なお、本日の議題の中で最後に役員退職手当支給に関する業績勘案率決定がございますけれども、プライバシーということもございますので、個々の役員名は伏せて公表いたします。

事務局からは以上でございます。

なお、恐れ入りますけれども、加松環境・地域振興課長は、この後、所用のため、ここで退席させていただきます。よろしくお願いいたします。

【加松環境・地域振興課長】 先生、よろしくお願いいたします。

【濱周辺整備事業室長】 それでは、以後の進行につきましては、盛岡分科会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【盛岡分科会長】 それでは、皆様方、大変暑いところをご出席賜りまして、ありがとうございます。

事務局のほうの出席者の定足数の報告がございましたが、これは過半数ということの表現ですが、過半数というのは6分の3でいいんですか。6分の4になりますか。

【濱周辺整備事業室長】 4です。

【盛岡分科会長】 4ですよ。きょうは大体4時半ぐらいまでということでご予定いただきたいと思いますが、可能な限り内容は詰めて、かつ、てきぱきと審議を進めてまいりたいと思います。

まず、私どもの評価委員会運営規則及び委員会決定というところによりますと、業務実績の評価につきましては個人情報に関する事柄が出る可能性もあるということで、当会議体は非公開という形にさせていただいています。

審議の過程で法人の退席を求めるかどうかということにつきましては、例年、私ども法人の説明を受け、かつ審議をする段階で必要な質問応答につきましてはご出席いただくわけではありますが、私どもとしての評価を進める段階では法人の退席をお願いしたいと思っ

ておりますので、この点はよろしくご理解のほど賜りたいと思います。

きょうの委員会の議事でございますが、3点でございます。平成21年度業務実績の評価を行うこと、それから、それに基づきまして平成21年度財務諸表等について国土交通大臣への意見具申を行うこと、それから3番目には退職役員の業績勘案率を決定することということで、3点でございます。

このうち資料配付をさせていただいておりますものにつきましては、主なものは公表の扱いということでございます。この主なものというのは、どこからどこまで主なものかというのはちょっとわかりづらいところがございますので、後ほど事務局にこの点は確認をしたいと思います。

まず、業務実績に関する評価でございますが、個別項目ごとに中期目標の達成に向けた中期計画の実施状況について検討し、段階的評価を行うということになっております。この段階的評価を行うということにつきましては、先般来より独立行政法人の国土交通省関連の各法人を通して、いわゆるレーティングの仕方をSS、S、A、B、C、こういう表現にするということで、これが段階的評定であるということで、中期目標と、それから各年度の達成度の評価を一致させていくということで審議がございまして、全体としてこれは承認をされたものだというふうに理解しています。

この点につきまして、その方向のもとで、まず法人から個別項目ごとの説明をいただき、意見交換をするということでありまして、1項目ごとについて年度評価に係る評定を進めていきたいと思います。既にこの内容につきまして各委員さんからご意見をちょうだいし、またご披露いただく機会が事前にあったかと思いますが、改めてご表明いただいて、意見の欄に記入をしまいたいと思います。

それでは、この会議に先立ちまして、法人からの事前説明を受けて、各委員の評定と評定理由の概要を取りまとめた一覧を私、分科会長試案とともに準備していますので、これを参照しながら進めていきたいというふうに思っています。

(「はい」の声あり)

【盛岡分科会長】 ありがとうございます。

そうしましたら、この進め方で進めるということで、ただいまから法人のほうから全項目を通して説明をお伺いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

【竹内理事長】 では、資料1によりまして……。

【盛岡分科会長】 どうぞおかけください。

【竹内理事長】 では、座って説明させていただきます。

資料1でございますが、横長の資料の2ページから説明いたします。

業務運営の効率化に関する事項の組織運営の効率化でございますが、大阪空港事業本部総務部の調査役及び福岡空港事業本部の総務課考査役を廃止し、定員については計4名を削減し、組織運営の効率化に取り組んでいるところでございます。

次に、4ページでございます。

人材の活用でございますが、年齢バランスに配慮しつつ、用地補償業務等に精通し、経験豊富な人材の派遣につきまして、派遣元関係機関と十分な人事調整を行ったところでございます。その結果、参考でございますように、年齢構成で言いますと、昨年に比べて0.1歳若くなったということでございます。

次は5ページでございます。

同じく事業運営の効率化の事業費の抑制でございます。事業費につきましては、平成19年度に比べまして15.7%に相当する額を削減しております。目標値は10%以上ということでございます。

次に、6ページでございます。

一般管理費の抑制でございます。これも平成19年度比で約10%に相当する額の削減をいたしております。目標値は6%以上ということございました。

次に、8ページをお願いいたします。

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項の中で連絡協議会の開催でございます。これは、大阪、福岡、各事業本部でそれぞれ年2回ずつ連絡協議会を開催いたしまして、20年度の事業実績、21年度の事業の実施状況、平成22年度の概算要求等についての説明を行ったほか、22年度計画の説明あるいは校外学習についての働きかけ等を行い、また各種の調整会議に、これは連絡協議会とは別の調整会議に参加いたしまして、事業の円滑かつ効率的な推進に向けて意思疎通を図ったところでございます。

次に、9ページでございます。

広報活動の充実でございますが、平成20年度の財務諸表、業績評価を公表し、ホームページについて事業案内や入札情報について見直しを行い、各種の情報の速やかな公表を行っております。ホームページへのアクセス数は5万1,000件余りでありまして、年間目標の3万件以上を達成いたしております。

また、大阪事業本部におきましては、「空の日」のイベント会場においてリーフレット

を配布しております。福岡は雨で中止でございました。

次に、10ページでございますが、内部統制及びガバナンス強化に関する取り組みでございますが、役職員の人事評価でございます。既に職員の業績・勤務成績を給与に反映させ、業務執行のインセンティブ向上を図られる制度としておりましたが、役員につきましても平成21年11月に規程を改正しまして、期末手当と勤勉手当とに区分しまして、勤勉手当につきまして人事評価を反映させるということにいたしましたところでございます。

11ページでございますが、内部統制の向上、コンプライアンスワーキンググループを設置しまして、ここで検討を進めまして、内部評価委員会における事業の進捗状況の把握、会計の内部監査、外部からの監査に加えまして、以下のような取り組みを行っております。1つは内部通報制度の導入、規程類のイントラネットへの掲載、役員と管理職による会議の設置と申しますか、拡充強化でございます。それから、リスクマネジメントのための各部署のリスクの洗い出し、契約監視委員会の設置及び契約状況の点検及び見直し、また新規採用職員に対しまして倫理についての講義研修を行ったところでございます。

次に、12ページでございますが、国民の意見募集ということでございます。当機構のホームページに特に寄せられた意見はございませんでしたが、質問等がございまして、これに対しては適切に対処したところでございます。

次に、13ページでございますが、職員の資質の向上、外部講師等による研修を以下のように行いまして、それに対する効果測定というものも行ったところでございます。大阪では新規採用職員研修ほか合計3回、福岡につきましても同様に3回、さらに外部の研修に職員を派遣いたしております。合計4回、派遣をいたしたところでございます。

次に、14ページでございます。

内部評価委員会の開催でございます。年3回開催いたしまして、国交省、総務省の評価委員会の評価結果を以後の業務運営に反映させるとともに、上半期の内部評価の結果を下半期以降の業務運営、22年度の計画策定に反映させたところでございます。

次は16ページでございます。

積極的な情報公開ということでございますが、財務諸表、業務実績評価のほか、役員を公募いたしましたので、これに関する選考状況等についても公表したところでございます。

次に、17ページでございますが、管理会計の活用、これも例年どおり、事業ごとの収支管理を実施いたしておるところでございます。

次に、セグメント情報の開示でございます。これにつきましても引き続き各事業ごとに

分類した収支管理を実施しているところでございます。

次に、19ページは事後評価の在り方でございますが、評価委員会の評価結果を役職員の給与、退職金の水準等に反映させるということとともに、国等の動向を踏まえつつ、引き続き評価結果の適切な反映方法につきまして検討しているところでございます。

次は20ページでございます。

随意契約の見直しでございます。

随意契約の見直し計画の取り組み状況でございますが、平成21年度における競争性のない随意契約割合は、件数にしまして全体の17.1%で、金額では3.3%でございました。随意契約見直し計画における目標値は、件数では15.4%、金額では55.2%というふうに設定をいたしていたところでありますので、これをクリアしているところでございます。

さらに、一者応札・一者応募となっているものにつきましても、改善方法等を取りまとめてホームページに公表いたしております。

また、21年11月の閣議決定に基づきまして、従来の入札監視委員会を改組しまして、監事及び外部有識者による契約監視委員会を新たに設置いたしまして、平成20年度に締結した競争性のない随意契約及び一者応札・一者応募となった契約、その他の点検の対象となった契約につきまして、点検、見直しを行ったところでございます。

次は24ページでございます。

周辺整備中期基本方針等の整備でございます。これは本省航空局において今後の対応方針等を検討されているところでありまして、平成21年度には特に具体的な取り組みはなかったところでございます。

次に、25ページでございます。

業務の確実な実施ということで、1つ目、再開発整備事業でございます。

福岡におきます大井地区再開発整備事業（その3）につきましては、地元住民や地元自治体等関係機関とも頻繁に調整を図りつつ整備を進め、平成22年3月に施設整備、躯体及び外装工事等でございますけれども、これが完了いたしました。当該施設整備の完了によりまして、大井地区地区整備基本計画に基づく同地区の再開発については全体計画が概成するということになったわけでございます。

また、第2種区域を除く第1種区域内で行っている再開発事業につきましては廃止するというようになっておりますが、21年度では2件、事業を廃止したところでございます。引き続き関係機関との調整を行っていくつもりであります。

次は27ページでございます。

民家防音工事補助事業でございます。

民家防音工事につきましては、事業改善の観点から、更新工事調査に加えまして、更新工事本体につきましても原則としてすべての施工業者を一般競争入札で決定するということにしまして、特段の理由で申請者が施工業者を決めざるを得ないという例外的な場合につきましては、他の入札結果を勘案した低減率を積算額に乗じるという形で事業費の減額を行ったところでございます。更新工事調査につきましては入札件数の全部、100%を実施いたしまして、更新工事につきましては入札工事件数の51.9%を実施いたしました。この結果、両方の費用の節減効果が約1億8,300万円節減したということになっておるところでございます。

また、平成22年度からの新制度の円滑な導入に向けまして、公共団体等と調整を図りつつ、周辺住民への広報等を適切に実施したところでございます。また、大阪国際空港の騒音対策区域の見直しにつきましては、市を通じて各戸に配布するとともに、市の広報誌やホームページ等で周知を図ったところでございます。

次は30ページでございます。

移転補償事業でございます。福岡空港事業本部におきましては、申請物件に係る事前の申請相談にきめ細かく対応するという一方で、土地測量業務と建物調査業務等を分離発注することによりまして、事務の処理の迅速化を図っているというところでございます。

次は32ページでございます。

大阪国際空港周辺の緑地整備でございます。利用緑地、緩衝緑地第1期の用地取得につきましては、取得予定地1.36haのうち0.37ha、これを取得いたしまして、用地取得進捗率を97%としたところでございます。また、買収済みの土地0.81haにつきまして造成、植栽を実施したところでございます。

次に、34ページでございます。

福岡空港周辺の緑地整備でございます。緑地整備につきまして、地域の実情を十分配慮しつつ、計画どおり、約0.2haの造成、植栽を実施したところでございます。

次に、35ページでございます。

空港と周辺地域の共生でございます。大阪空港事業本部におきまして、大阪産業大学からの校外学習の受け入れを行ったほか、両本部におきましてそれぞれの連絡協議会幹事会におきまして校外学習についての働きかけというものを行っております。

次、36ページでございますが、予算、収支計画及び資金計画でございますが、経費の抑制を図りつつ、効率的に適正な執行を行ったところでございます。

次は40ページをお願いしたいと思います。

短期借入金の限度額、これは特に実施いたしておりません。該当はありません。

次の41ページ、重要な財産の処分、これも該当がございません。

それから、剰余金の使途でございますが、42ページでございますが、21年度の事業年度の当期利益は3億5,000万円でありまして、これを積立金ということにいたしております。昨年度の実績額3億7,000万円を下回っておるということから、こういう取り扱いにいたしましたところでございます。

次、43ページでございます。

その他業務運営に関する重要事項でございますが、給与水準でございます。

当機構のいわゆるラスパイレス指数は107.5ということになっておりますが、この要因の分析、検証を行いまして、その検証結果、是正のための取り組み状況につきましてホームページで公表いたしております。

さらに、20年度には、管理職手当支給額、管理職の加算額の引き下げを実施いたしました結果、21年度においては、まだ暫定でありますけれども、ラスパイレス指数は106.6ということで、若干下がっておるところでございます。

次は45ページでございますが、これは左にありますのがラスパイレスの過去の経緯でございます。折れ線グラフで表示しておるところでございます。

100をどうしても超えているという理由としまして、ここにごございますように、本省からの出向者ということで、本省のやっぱり平均給与が高いということから、これを引きずっておるということ、それから地域手当の異動保障、本省は1級地でありまして、17%の地域手当でございます。これを引きずったまま来るものですから、若干、ラスパイレスが高くなってしまふ、こういうところをご説明したところでございます。

次に、46ページでございますが、定年退職者の補充でございます。

20年度から人員を実員で3名削減しまして、22年度削減予定の一部ポストにつきまして前倒しで実施いたしております。また、22年3月の定年退職者の補充は行っておりません。

以上のとおりでございます。簡単なお説明でございましたが、ひとつよろしくご審議をお願いしたいと思います。

【盛岡分科会長】 ありがとうございます。

それでは、竹内理事長様が今ご説明いただきました全体を通しての説明に対するご質問を皆様方からお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

そうしましたら、皆様方、この後、私どもの審議が始まりますと、ご退席をいただくわけではありますが、その前に、参考資料の中に平成21事業年度業務実績内部評価調書というのがございますけれども、この内部評価委員会の評定につきまして若干お伺いしてもよろしいですか。

これは、内部評価委員会を設けられているから、この内部評価委員会の報告につきましては、皆さん方、手元にお持ちなんですよ。お持ちでないのかな。お持ちであるということでもよろしいですか。

【竹内理事長】 はい。

【盛岡分科会長】 それでは、この中で私どもが内部評価委員会の評価結果ということをごどのようにしんしゃくするかというのは私どもの審議の中にさせていただきますけれども、皆さん方のほうで審議されたいいわゆる内部評価委員会として評定点が比較的高いものがございまして、ここを高くつけられた背景を竹内様からご説明いただく、あるいは、竹内様からどなたかご指名いただいて、お答えいただいても結構でございますので、ちょっと質問をしたいと思います。

この中の7枚目の内部統制の導入、コンプライアンスワークGにおいて検討を行って事業の進捗状況の把握等を行ったということで、皆様方、内部としては評定が4という形になっていますが、これは昨今の組織の水準からすれば、ごくごく普通に行われていることではないかというふうに見ることもできるんですが、内部評価として4になった理由を、もしよろしければ、ご説明ください。

【松尾総務部長】 かわって私のほうから。

【盛岡分科会長】 どうぞ。

【松尾総務部長】 コンプライアンスワーキンググループにおいて、内部通報制度に関する調査、検討を重ね、ほかの法人でもやっているところとやっていないところ、また、民間でも進んでいるところ、進んでないところがございまして、いろんなところを調べまして、うちに合った内部通報制度というコンプライアンスとして重要な新制度を導入したというのが一番大きなところ。制度の確立というのに重きを置き、それまでは、ぼやっとした感じで倫理的なものは押さえていたんですけれども、内部の通報者に対する保護

とか情報の収集とか、そういうことを目的とした新しい制度、これはほかのところに比べても、いち早く整備できたのではないかということです。

【盛岡分科会長】 なるほど。どうも。

それと、ページ数で言いますと、12ページでございますが、民家防音工事補助事業というのがございます。この点につきましては、昨年度の私どもの分科会としては比較的高い評定を最終的にさせていただいたんですが、政独委のほうからは、意見の若干の違いがございましたが、評定結果に対するより厳し目のご意見が出されたということもありまして、いわゆる4点じゃなくて3点プラスを含めて今回は評定を内部評価でもされるのかなと思っておりましたが、内部評価で4になった背景をご説明いただけますか。

【松尾総務部長】 今回、節約の数字がはっきり1億8,000万円と出ており、明らかに昨年度の3,600万円に対して1億8,000万円という大幅な縮減効果があったので、これは4点をつけていいだろうという評価をしたものでございます。

【盛岡分科会長】 そうですね。

この2点が若干私としてはお伺いしておきたかった内部評価に関する質問ということにさせていただきましたが、では、私のほうの質問はそういうことにさせていただきます。では、各委員さんのほうから何かご質問ございますか。

どうぞ。

【廻委員】 私の質問ではないんですが——私の質問というか、石田委員、北村委員のBをつけたところに対してのちょっとご返答を。業務の質の向上の連絡協議会の開催というところがありまして、石田委員は、開催されているんですけども、「質の向上に関して、何が得られたのかが必ずしも明らかではない」というようなことがありまして、具体的にじゃないんじゃないのというようなことがありました。

それと、あと内部統制、ガバナンスのところで、こちらは北村委員と石田委員が辛い意見をつけていらっしゃるわけですけども、ただ、北村委員のほうは「年度計画の目標を概ね着実に実施している」としてもBになっていて、それから石田委員は「役職員の人事評価は導入されたものの、内容は全体の評価を一律に適用し」て、何か予算みたいですけども、一律なので、これはもうちょっと今後充実してほしいなということが書いてあります。

それから、3点目が、国民の意見募集に関しても、私はAをつけたんですが、やはりお二人は、北村委員のほうは、「年度計画の目標を概ね着実に実施している」ということで

すが、Bなんです、石田委員のほうは「HPの開設など努力はしているが、意見の数は少ない」、フルアクティブにもっとやるべきではないかと、こういうことが書かれていますけれども、これに対するお答えをいただけますでしょうか。

【松尾総務部長】 まず、業務の質の向上にかかる連絡協議会の開催でございますが、具体的な決定機関ではなくて、どちらかというとお互いの情報交換という場ですし、当機構で発信して、協議会のメンバーからご意見をいただくような場でございますから、なかなか具体の形として、石田先生言われるように、見えにくいのは見えにくいかもしれませんが、成り立ち上、点数をつけるとか、そういう場でもございませんので、その辺は難しいのかなと思っております。

あとは、内部統制、ガバナンスでございますが、石田先生の「役員の人事評価は導入されたものの」ということでございますけれども、当機構の役員は、国家公務員指定職の給与形態に準じてございますので、国家公務員指定職の人事評価が今始まったところなので、そこを見極めつつ進めていくというところでございます。当機構が一気に先行してしまうと、また後戻りということもございますので、国の評価方法を見ながら影響の少ない範囲でスタートをしたということなので、これは確実にやっているとは当機構では考えてございます。

それと、国民の意見募集でございますが、いかんせん、当機構の業務内容を国民に発信すると言っても、限定的なものですから、先ほどの連絡協議会を通じて市町村のホームページや広報誌を活用するというぐらいのことしかできないのが現状です。また、発信といっても発信の方法が、多分、官庁もそうだと思うんですけども、なかなか当機構から発信するというのは、テレビメディアを使うとかであれば、別ですけども、ホームページを活用する程度が、現在は精いっぱいのところだと、正直なところ、思っております。

【盛岡分科会長】 いかがでしょう。

【廻委員】 北村委員に関しては「概ね」というのが入っているか入っていないかというところなんです。これは何かお聞きになりましたか。聞いていないですね。

【松尾総務部長】 北村委員のおっしゃっている中身はよくわかりませんが、その「概ね」というのが、国民からの意見が実際なかったことが「概ね」なのかどうか。当機構から情報発信はしてございますから、それに対する意見がなかったことが「概ね」ということならば私どもは、それは「概ね」ではないと考えています。

【盛岡分科会長】 どうですか。

【廻委員】 わかりました。

【盛岡分科会長】 ありがとうございます。

それでは、いかがでしょうか。もう5分程度は意見交換といえますか、質問をさせていただいて、お答えいただくという形をとりたいと思いますが。

どうぞ。

【安河内委員】 大井地区の再開発事業が終わって、大変ご苦労さま、大変でしょうと思えますけれども、今後は再開発整備事業の大きなものはもうほとんど予定はないわけですか。

【竹内理事長】 はい、今のところは特に、小さいのはまだ適地になりそうなところはあるんですけども、福岡ではちょっとあるんですけども、大阪ではもうほとんどないというような状況でございます。

【安河内委員】 また話は変わりますが、資料1の最後のページに常勤役職員数、17年度95人だったのが21年度は79人に減ったということですね。

【松尾総務部長】 はい。

【安河内委員】 役職者の方はどのくらい減っているんですか。

【松尾総務部長】 役職者とは、何を指すのでしょうか。

【安河内委員】 管理職の方ですね。

【松尾総務部長】 管理職ですか。その数字は特に拾ってございませんが。

【安河内委員】 役員さん。

【盛岡分科会長】 役員です。

【松尾総務部長】 すみません、役員ですね。

【盛岡分科会長】 はい。

【松尾総務部長】 役員は、当初、15年に発足したときから変わってございません。

【安河内委員】 理事の方ということですか、それは。

【松尾総務部長】 ええ、理事長、理事、監事、合計7名でございます。

【竹内理事長】 大阪、福岡、合計で7名でございます。

【安河内委員】 それから、来年から、何でしたっけ、民家防音工事のときに……。

【松尾総務部長】 定額制になる。

【安河内委員】 そうそう、定額制になって、かなり事業としては簡略化できるんじゃないかというふうに思うんですけども、そうすると、再び組織変更とか、そういうのを

お考えなんですか。

【竹内理事長】 今、移行時でありまして、本来といたしますか、従来、私どものほうが手続をやっていた部分を申請者をお願いするということになりまして、当面、トラブルといたしますか、いろいろテークケアしなくちゃいけない部分が相当あるので、ことしはちょっと大変だなど思っていますが、その状況を見て、必要に応じて組織を合理化していきたいと思っております。件数も見ながら効率化していきたいと思っております。余分な人間は減らしていきたいと思っております。

【安河内委員】 もうことし、今年度から始まったんですか。

【竹内理事長】 今年から始まっています。

【安河内委員】 もう申請は。

【竹内理事長】 申請もごさいます。

【安河内委員】 どんなものですか、事務量としては。

【松尾総務部長】 件数は、まだ始まったばかりなので、そうたくさんではございません。新制度施行前は、専門の業者が申請書を作成していたので、間違いなく出来ていましたが、新制度においては個人の方が書かれるので、難しいのか、間違いも多く、一つ一つチェックが必要となっております。こちらも見直すことも必要だと思うんですけども、手間が簡略化した割には、効果が出ているのかどうかというのはまだわかりません。実際、マンパワーを減らせられるかと言うと、ちょっと今年度はまだ移行段階で、なかなか読めないところかなと思っております。

【安河内委員】 どちらも不慣れでということなんですね。

【松尾総務部長】 エコポイントのシートを個人で書かれるのと同じように大変だと言われた方がございまして。

【安河内委員】 そうですね。お金をもらおうと思って一生懸命書くものだから。

それから、もう一点だけ。

【盛岡分科会長】 どうぞ。

【安河内委員】 ホームページの開設とか、あるいは空の日のリーフレットとか、国民に情報発信って、どういう国民に……。

【松尾総務部長】 当機構の事業自体が非常に補償的な事業なので、特定の方に対する補償事業ですから、一般の方が目にされる機会が少ないので、せめて空港に来られる方、空港に興味を持っておられる方に、「当機構ではこのような環境対策をやっていますよ」

とパンフレットを配付し、あるいは校外スクールとかがあれば、そこでまた広めていく。それ以外には、興味がある方がホームページをちょっとのぞいてみようかなという、それぐらいしかできないというところが正直なところでございます。そこが国民につながるかと言われると、何とも言えないところでございます。

【安河内委員】 いやいや、そんな必要がある、私は余りそういう必要があるって……。

【松尾総務部長】 必要があるかということですか。

【安河内委員】 うん、あるかどうかって、あるような気が余りしないんですけども。

【松尾総務部長】 そこは国と同じで、国も、必要があるかないかと言われると、非常に難しいところだと。

【安河内委員】 いや、つまり、必要がある方にきちんと行き渡るということがやっぱり一番大事なことなので、それが一番大事なことで、それをきちんとやっているかどうかというのがやっぱり最重要なことですよ。それで、そのあたり、ほかの方に機構はこういうことをやっていますよというのを知ってもらおうというのはいいと思うんですけども……。

【松尾総務部長】 対象の方には市町村を通して、その地域の方に広報とか市報で適宜発信してございますので、それ以外での対応となりますと、ホームページにおいてそういう被害を受けた方以外の方に対し、環境対策はこんなことをやっていますということをしめるとい意味合いで、この計画目標を立てたものでございます。

【安河内委員】 市報以外の方法はどんなことをなさっているんですか。市報って、みんな、そんなに読む……。

【松尾総務部長】 読むか読まないかと言う話になりますと、新聞に載せればいいのかと言え、新聞を読まない人もいるというのと同じで、お金を使わずに、どうやって発信するかとなると、市のホームページや広報に載せてもらうことしか、今のところ手段がない状態でございます。メディアにお金をかけてやるというのであれば、もっと方法はあるんでしょうけれども。

【安河内委員】 例えばリーフレットとかって、あれは何かやっぱり20万円とか30万円とかかかっているわけでしょう。

【松尾総務部長】 いや、そんなにはかけてございません。

【安河内委員】 そんなにかからないですかね。

【松尾総務部長】 そんなに大々的なものではございません。

【安河内委員】 大々的じゃないんですか。

【松尾総務部長】 割方簡単な話、子どもさんでも多分わかるぐらいのもので、そんなしっかりしたパンフレットではございません。

【安河内委員】 そうですか。

【松尾総務部長】 ええ、それは簡便なものにしてございますけれども。

【盛岡分科会長】 ありがとうございます。

では、もう一件だけちょっと私のほうから、資料1の20ページ、随意契約の見直しというところがございまして、この見直しの効果が上がっているということで評価を高くしたいというふうに思っているんですが、ただし、一番下の欄のところがございますように、随意契約見直し計画における目標値というものが、件数15.4%、それから金額55.2%という、このいわゆる金額の目標値そのものが比較的高い値ではなかったのかということが若干、達成度評価をするときに足を引っ張る可能性があるんですが、どうして55.2%という比較的高い見直し計画の目標値になっておったのかということ若干ご説明いただけますか。

【松尾総務部長】 18年度の実績に基づいて計画を立ててございますので、18年度のときの数字でございますから、計画を立てるときの数字なので、ここを直すことはできないので、当然、それがもっと大きかったわけですね、18年度は。22年度までにこれだけにするという目標が55%という目標値でございます。ただ、そこはクリアはできたということなんでございますが。

【中西会計課長】 18年度の55.2%の内訳の中に中村地区の事業用の国有地の払い下げがございました。それが当初の随契金額が非常に大きな値になった原因です。

【盛岡分科会長】 いかがでしょうか。

それでは、法人在籍もとの質問と、それから、それに対してご回答という時間帯を大体以上で終わりたいと思います。

この後は私どもだけで評定をしたいと思っておりますので、ご退席いただきますでしょうか。ご協力ありがとうございました。

(機構退室)

【分科会長】 そうしましたら、順番に評定をし、かつ、ご意見の中で特段のご意見を記入するという形にしてまいりたいと思っておりますが、特に意見に大きなばらつきのないものは皆様方のそれぞれの評定結果をそのまま確認するという形によろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

【分科会長】 そうしましたら、まず第1項目である組織運営の効率化ということでございます。この点は、すべての委員さんが評価Aということでございますので、特に問題ないかと思いますが、いかがでしょう。

(「Aでいいです」の声あり)

【分科会長】 それでは、続きまして人材の活用の点であります。この点についても目標値を達成していると、年齢バランスの改善に努めているということを通して評価結果がAということでございます。

その次が業務運営の効率化、事業費の抑制ということであります。この点は若干意見が分かれておまして、年度計画の目標値を着実に達成しているか、あるいは達成の度合いが非常に前年度、さらに本年度と連続して、なおかつ21年度につきましては目標を5割以上達成している、これはすぐれているという度合いをしんしゃくした場合には、Sに相当するんじゃないか、この点でのちょっと意見が分かれておりますので、もしよろしければ、そのあたりの意見を突き合わせる中で決めてまいりたいと思います。いかがでしょう。

【委員】 Sをつけたのは、今までの流れで——流れというか、結局は数でしか、数値でしかクリアにSがつけられるところがないものですから、数値的にはSで、Sを与えるにはおかしくはないんじゃないかというふうに思いました、定性的なものではないので。

【分科会長】 そうですね。10%ということに対して15.7%ということですよ。

【委員】 では、これをAじゃなくてSにするには、2割、20%なのか、25%なのかということだと、しかし、15%ならいいんじゃないかという考え方。

【分科会長】 このあたりはいかがでしょう。このレベルでSをつけなければ、もうSはつけられないんじゃないかという、そういう意味合いもないことはないと思うんですけども、そのあたり、どうですかね。

【委員】 すみません、ちょっと際どいですがけれども、一番定量的なものがつけやすいですよ。

【分科会長】 はい。ここまで率直に……。

【委員】 ただ、中身は、民家防音工事で競争入札を取り入れたたりして、それでこういうふうにかなり縮減できているので、ですから、そちらでSをつけたら、必ずしもこちらでつけなくてもいいんじゃないかという。

【委員】 結果だから、そういう。

【委員】 というので、私はAにしている。

【委員】 そういう原因のほうでつけるということですね。

【委員】 そうですね。

【委員】 そういうあれもありますね。別にこだわりはないですけども、何となくSをつけたいということ。

【委員】 確かによくやってはいますけれども、このレベルであれば、やはりAでいいのかなという感じで私はつけたんですけども。

【委員】 例えば、ほかのAと比べると、ここをAにすると、ほかのところは、ふーん、まあAかというようなのがあんですけども、それに比べると、いいかなという。

【分科会長】 Aプラスというか、Aの上がつくという感じ。

【委員】 Aプラスという。どちらでも結構です。委員長にお任せいたします。

【分科会長】 いや、逆に、民家防音工事の評価の部分と連動さすというか、ある意味で片方を助ければ、こちらのほうは抑えるということもあるかもしれませんので、ちょっとこれは保留にさせていただいて、後ほど、あわせてご議論いただきたいと思います。

では、続きまして一般管理費の抑制であります。この点は○委員さんが、「計画を上回る削減率を」、この「連続的に」ということは、20年、21年と連続して達成しているので、だんだん困難さが高まってきているから、よくやっているというふうに言っているんじゃないか、こういう部分ですね。

【委員】 私は何でAにしたかというのと、上とどう違うんだということ、多分5割というところで切ったのかな。ここは5割じゃないですよ、たしか。6%が10%でしたっけ、ここ。そんなパーセントじゃなかったです。

【分科会長】 一般管理費のは15%で、予算レベルでいくと、一般管理費は10%。

【委員】 難しいところですね。上と関連します。では、何でこっちはAにしたのかとか何か。

【分科会長】 もしよろしければ、これは大方の方がAであるということで、10%ということについては順調に達成しているという範囲内であろう、こういうことにしたいと思います。では、Aということにさせてください。

続きまして、業務の質の向上、連絡協議会の開催ということですが、このあたり、業務の質の向上ということ連絡協議会の開催及び広報活動等、こういう枠組みでとらえるということ自体がどうなのかということはあるかもしれませんが、とりあえず中期目標とし

て、あるいは年度目標として考えている中身に照らし合わせてということであれば、5番も6番もいいかなというふうに思いますけれども、いかがでしょう。よろしゅうございますか。

【委員】 ○先生がおっしゃっているのは、もうちょっと具体的に書いてくれということであって、だめだと言っていることを言っているわけじゃないんですね。

【分科会長】 ではないんですね。連絡協議会の開催の中身であるとかというのはホームページには表現されているんですか。こういうことが話し合われたとか、それをこういうふうに業務に反映するというようなことは書かれているというふうに理解、これはなかなか難しいのかな、連絡協議会というのは。年に2回ということですね、これ。

【事務局】 年に2回というのが年度計画。

【分科会長】 それをきちっとこなしているということの評価ですね。

【委員】 こっちの目標の立て方が違う。

【分科会長】 目標の立て方がね。私ども、難しいんですけども、いつもながら、目標を立てることに私たちが関与できるかどうかというのは非常に難しいところがあるので、結論的にはAということにさせていただきます。

では、6番の広報活動の充実も、先ほど来ご議論いただきましたが、順調であるということで、目標に対する達成の度合いは順調であるということで、これもAということにさせていただきます。

続きまして、内部統制、ガバナンス、役職員の人事評価というところなんですけど、この点につきましては、きょうご欠席の北村委員、○委員がいずれもBということでございますので、若干この点をご議論いただきたいと思います。

「内容は全体の評価を一律に適用したものである。今後の充実が期待される」ということ、それから○委員さんは「年度計画の目標を概ね着実に実施している」が、Bだ、若干ここが難しい解釈をしないとイケないと思いますけれども、Bということは、文言上で言うと、どういうことやったかな。

【事務局】 おおむねがBです。

【分科会長】 おおむねがB。

【事務局】 おおむね、2点ですから。

【分科会長】 2点で、おおむね。

【委員】 また2点と言うと、低い感じがする。

【分科会長】 でも、おおむねというのは、とりあえず合格できる範囲内、こういう感じですか。可ですか、表現で言うと。難しいところですね。2と言ったら、悪いような感じがする。A、B……、Bと言ったら、グルメのBなんて、何かちょっと落ちるし、その辺もいろいろ議論あったと思うんですが、おおむねが許容範囲。

逆に言うと、達成できていないものはあるかという見方でいったらどうですか、内部統制、ガバナンス、役職員の人事評価という点で掲げたけれども、達成できていないものがあって、おおむねの範囲でしかない。

【委員】 いや、でも、ここの「国の取組状況を参考にしながら適切に対応することとし」となっているので、それはしょうがないんじゃないですかね、おおむね、この状況は。

【分科会長】 そうですね。目標としてはね、中期計画という、21年計画は。

【委員】 民間企業のようにやるとは書いていないので、これは……。

【事務局】 年度末のああいうのからいけば、おおむねじゃなくて、着実になっているんですね。

【分科会長】 着実なんですね。

【委員】 年度計画に対しては着実と思いますけれどもね、「国の取組状況を参考にしながら適切に対応することとし」、こうなっていますから、それは。先生がおっしゃるのは、この先に向かう全体で、ここ、1つの機構というよりは全体で取り組むべきことなのかもしれませんけれども。

【分科会長】 「インセンティブの向上が図られる」ということは、インセンティブが何らかの意味で働いたということが出てくるようにというところまで含んでいるんですかね、これは。インセンティブというのは、目標に対して100%であれば、インセンティブは働いた、こういう感じですかね。別に105%にする必要はないと、パフォーマンス。

【委員】 多分、「業務執行のインセンティブの向上が」というときに、ここでは何か士気が上がる程度の使い方のような気がします。なぜかという、本当のインセンティブはないわけですね。

【分科会長】 うん。本当のインセンティブなら、例えば職階が上がるとか。

【委員】 上がるとか、お金が出るとか。

【分科会長】 あるいは、お金が。

【委員】 地位かお金。

【分科会長】 給料が上がるとか、何かそういうものですね。表彰されるとか、何か

あるんですよ。それはどれも聞いていないね。

【事務局】 それはまだしていない。

【分科会長】 だよな。

【事務局】 はい。

【分科会長】 それは、なおかつ、機構に適合した人事評価のあり方だから、これ自身がどういうふうに枠組みが使えるかということ自体がまだはっきりしていない。

【事務局】 難しい。

【分科会長】 難しいですね。

【事務局】 国を参考にしながらやっていく。

【分科会長】 結果的には、やっぱり国の取り組み状況を参考にしながら決まらないと、前に進まない。

【委員】 ここが詰まらなないと、進まないというか、その縛りがあるから、おおむねではなくて。

【分科会長】 では、おおむねではなくて、順調でよろしいですか。

【委員】 だって、しょうがない。

【分科会長】 いかがですか。おおむねにするか順調にするかの意見の違いなんですけれども。

【委員】 国の決めたことというか、機構がもっと先に行くというのがなかなか難しいということなんです。今後の充実は確かに期待されるんですけども、大もとで決めたものの中ではきちっとやっているということなんでしょうか。

【分科会長】 そうですよな。

【委員】 決められたことは一応きちっとやっているんですけども、もうちょっとやってよという、それがここに出ているんじゃないかとは思いますが。

【分科会長】 そうですね。

【委員】 限度がある。

【分科会長】 では、結論的にはAでよろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

【分科会長】 では、Aとさせていただきます。

続きまして、内部統制の向上であります。これは非常にご意見が分かれていまして、S評価が一方でございますけれども、これは内部統制の中で言いますと、先ほどのご説明

の中では内部通報制度みたいなこともちょっとご説明いただいたんですが、評価者のほう
はリスクマネジメント、多分、リスクの洗い出し、さまざまの取り組みというような感じ、
これは通報だけではなくて、取り組みを積極的に実施したということでSをつけておられ
る。この点はいかがでしょう。

【委員】 私らSをつけたのは、これは結構、えいやと、こう一歩踏み込むということ
だと思っんですね、今までのやり方と違って。ですから、コンプライアンスワーキングの
取りまとめに内部統制制度というのを導入するというのは結構、両方というのはなかなか
難しいと思っんですね。

【分科会長】 難しいですね。

【委員】 結構よく踏み込んだなという感じはしたものですから、余り好きな制度では
ないと思っんですね。

【分科会長】 あまり好きな制度ではない。

逆に、○委員さん、いかがですか。

【委員】 いや、よくわかりません。内部通報制度とか、どのぐらい普及しているもの
なんですか。

【分科会長】 そうですね。独法で内部通報制度を設定のあるところではございますか。

【事務局】 聞いていません。

【委員】 そんなに少ないんですか。

【事務局】 聞いていないですよ。

【分科会長】 余り聞かないですね。

【事務局】 ええ。実際に我々から情報をもらいに行くというのはなかなかいないんで
すけれども、向こうからもないでしょうから、あとはホームページとか、そういうのしか
ないと思っんですね、今の時点では我々はまだ把握していない。

【委員】 ということは、結構新しいということですか。

【事務局】 普通、大学にもこういう内部通報制度のつてありますか。

【委員】 いや、わかりません。ただ、これはほかの、つまり一般の人とのいろんな取
引があるからだろうと思っんですね。

【事務局】 いや、それは当然、部外者、要するに、契約とか、いろいろありますので、
そういうのもあると思っし、それも含めまして、あとはセクハラとか、そういうのも別途
の話にしますからね。

【委員】 それはそうでしょうね。

【事務局】 ええ、全部含めて。

【委員】 セクハラは、でも、大分前にもうできているんでしょうね。

【事務局】 それはもう当然あります、担当職員がいますので。だから、そういうのは被害者のほうから言う話であって、今度は、それをやっている人を見つけた場合だという話ですよ。当然、通報する。

【分科会長】 そうだね。

【事務局】 この通報に至る前に、内部でまずは内部通報という制度をもって救う、回避しようという意味もあります。

【分科会長】 ですから、独法の中でそういう内部制度をしっかりと導入したということは評価に値するというお考えであれば、それはそれとして具体化されたことに対する順調という部分よりは、すぐれて達成しているというようにつけられることは悪くはないと。

【委員】 そうですね。私もそう思っている。

【事務局】 私のほうから聞いて、あれなんですけれども、各先生方の学校あたりでは、こういうのはあるんでしょうか。

【委員】 あります。だから、セクハラですね。

【分科会長】 事象においてはあるんですけれども、あらゆることに関して内部通報制度は確立されているという組織は、いかがですかね。

【委員】 セクハラ、アカハラ、パワハラというのはあります。

【分科会長】 あれはありますね。

【事務局】 それはありますけれども。

【委員】 それしかないですね。

【事務局】 ここの内部通報制度というのは、要するに、そういうことを知った人が通報するというのが共通ですからね。だから、セクハラ、パワハラ、被害者のほうから言っていくというのとはまた別物だと思いますけれども。

【委員】 私の友人がドイツのそういう公的機関に、日本のあれにいたんですけれども、やっぱりちょっと部下にそういういろいろとまずいことがあって、そういうときは、気がついた人が言わないと、一緒になっちゃうんですって。知ったのに報告しなかったことは、あなたは同罪だとされるから、慌てて報告していましたよ、逆に言うと。そういうのはあるんですよ、向こうなんかは。言わないと、報告しない人は、あなたも黙ったというこ

と自体が罪であるということで、一緒に首になっちゃう。ドイツっぼいです。だから、私はちょっと。でも、皆さん、ご自分ではつけていないんですよね。

【分科会長】 ええ、私たちはちょっとつけなかったんですけれども。

【委員】 というか、自己評価でも。

【分科会長】 どうでしょう。コンプライアンスということ、リスクの洗い出しというようなことを含めて、内部統制制度も各側面があるんですが、それを1つではなくて幾つかの枠組みを今回実行されているという点で、内部統制の向上に係る目標達成は順調よりもさらにすぐれたレベルにある、こういうふうに判断できるなら、Sということで、いかがでしょうか。

これは、しかし、新しい課題だから、場合によっては、他の独立行政法人も横並びで出てくるかもしれないし、言ってしまうえば、国交省を含めた国がどのような方針を出しているかということにかなりディペンドしそうですね。この点のちょっと確認を少し先にやっておいたほうがよかったのかなと思ったりするんですが、この程度であれば、当たり前だというように国全体として判断されているようであれば、若干、そのことに対する配慮をしておかないといけないと思うんですけれども。

【事務局】 政策評価官室から、いらっしゃいましたので、ちょっとお聞きします。

【分科会長】 恐れ入ります。私たちが内部統制に関する評価をする際に、内部統制のさまざまな側面だけでリスクマネジメントのリスクの洗い出しとか、あるいはコンプライアンスワークGの内部での設定であるとかということもありますが、あえて制度の中で言うと、通報制度も法人のほうで今回つくられているということを高く評価したいという意見がある一方、いや、内部通報制度そのものはお国の基本的な方針として組織の中では確立するよといったようなガイドラインが既に出ておって、国家公務員もさることながら、独立行政法人横並びで、この短期の間に導入されるものであるというふうになっているのであれば、特にすぐれたという評価をすると、ちょっと表現は悪いですが、また政独委から、それでは甘い、こういうふうに言われかねないんですけれども、そのあたり、いかがですか。

【政策評価官室】 政策評価管理室で、ちょっと担当のところから若干、内容そのものは一部わかりかねるところがありますが、一般論として申し上げれば、独立行政法人に求められている法人経営というのは、当然、民間企業と若干異なる基準もありますけれども、国と同様のコンプライアンス基準の話、そして法令遵守、その中に通報制度というのが個

別の項目として求められているか、そこまではちょっとなかったかなと。

【分科会長】 ごさいませんか。

【政策評価官室】 ええ、なかったかなと思いますので、法人としては一定以上の取り組みではないかというふうに言えるとは思いますが。あとは、それをもって例えば今まで空港周辺整備機構が取り組む中で特筆すべき、すぐれているというふうに言えるかどうか、そこは若干ご判断が分かれるところかなというふうに、今ちょっとお聞きした範囲では、一般論でありますけれども。

【事務局】 ちょっといいですか。もしご存じでしたら、他の法人で内部通報制度を導入しているようなところというのはあるんでしょうか。

【政策評価官室】 ちょっと、こちらではわかりかねますね。なかなか個々の法人さんの取り組みということで、うちとしても把握している、どういうのを把握していない部分がございます。ちょっとそこは現時点では情報として持ち合わせていないというところが正直なところです。

【分科会長】 わかりました。

それでは、この点は、私たち自身が情報の確認レベルという点で、やや知りたいことがまだあると思うんですが、この法人が国の出向者、それから地方自治体の出向者、それから、いわゆるプロパーの職員等々がご一緒になられて、意思疎通であるとか、そういう業務の一体化を図っておられることは十分理解しているところがございますが、しかし、一方で、地域の利害関係者との対応等である場合に、やはり担当者の特性であるとか対応行動であるとかという点でのさまざまな局面というのが生まれる可能性があるということからすれば、互いに仕事の様子を客観的に観察し、相互に適切性を判断するという趣旨のもとに内部通報制度が設けられるということ自体は、その法人の特性から見て、あり得ることだと。

あり得ることだということはどういうことかということ、そういうことを、法人の性格上、考えられて導入されたという脈絡を私たちが読み取ることも不可能ではないということをもって、他のコンプライアンスワークG及びリスクマネジメントの洗い出しとあわせて、内部統制の向上に関してはSをつけるということの方向でいかがでしょうか。ちょっと意見は分かれるんですが、これは皆さん方の意見に従いますけれども、いかがでしょう。

【委員】 よろしいです。

【分科会長】 いいですか。

【委員】 はい。

【分科会長】 では、そのように一応させていただきます。

では、続きまして国民の意見募集ということですが、この点は特にBということを使う必要もないようにも思うんですが、しかし、国民の意見募集ということの目標なり、あるいはねらいというのが、おおむね着実の程度ではないかという厳しい意見もあります。このあたり、どうしましょう。きょうご出席の方々は、着実なんですけれども、お二人の欠席の方は、おおむねのレベルであるということなので、○委員さん、どうですか。

【委員】 一応Aはつけました。

【分科会長】 やっぱりBに近い。

【委員】 Bに近いんです。計画を達成はしていないと思うんですよね。ただ、この計画がこの項目について適切なかどうかとは思いますが、ただ、この計画を立てているわけだから、「意見を募り」って、だって、意見は全然ないんでしょう。

【分科会長】 「意見を募り」と書いてあるけれども、募りができていないんじゃないか、こういうことですね。

【委員】 ただ、それは本当に必要なのかなと、さっきもちょっと申し上げましたけれども、そんなことが本当に必要なのかという気がありましたので、Aにしましたけれども。

【分科会長】 掲げた以上はやれ、こういうことですか。

【委員】 これが計画なんですというふうに言われたら、では、できていませんねということですよ。

【委員】 私は国民の意見募集というのも目的がよくわからないので。

【分科会長】 目的がわからない。業務運営に適切に反映させるというところだったですよ。国民だから、地域の住民ではないんですよ。利害関係者じゃないんですよ、直接の。国民一般である。

【委員】 国民一般ですよ。

【分科会長】 ええ。

【委員】 それは意見募集しても、来ないと思いますけれども、余り。

【委員】 地域の方から見た、今まで、いろいろ、ちゃんと適切にやっていたらいいですよ。だから、地域はそれと違うということなんですよ。

【分科会長】 そうなんですよ。

【委員】 地域住民ではないんですよ。よくわからない。でも、立ててあるわけで、

そうすると、答えがなかったということは、そうですね、Bとも言えますね。難しい。

【分科会長】 そうか。募ることは募ったんやね、ホームページにより。だから、したけれども、なかった、なかったのは、募り方が悪いのか、募るという目標が悪いのか、どちらなんだ、そういう意味ですね。

【委員】 そういうところですよ。

【委員】 あるいは、私はそういう目標自体が要らなかったんじゃないかという気がちょっとしているんですけども、それを言い出すと、この項目が適切なのかとかという話になりますから。

【委員】 いいんじゃないですか。

【分科会長】 しかし、考えてみたらあれですよ。

【委員】 これをBにしても、そんな大変な、大切なことでもないというか、目標の立て方自体が何か、これが立っているなということであって、それほど重要でないとの言いわけも何かちょっとという気がする。

【分科会長】 重要とも思えないので。

【委員】 思えないものにBが来たと見えるというのもちょっと。

【分科会長】 Bが来たと見えるのも、だからAでいいんじゃないかと。

【委員】 そういうこと、要するに、無視という。

【分科会長】 では、Aにしましょう。おおむねというのは難しい。

【委員】 これぞBだというところでBはつけたほうがいいと思うんですよ。

【分科会長】 そうですね。ただ、そういう言い方をしますと、なかなかBがないんですよ。

【委員】 いやいや、ただ、ここでBをつけて、やっぱり次の計画を立てるときに少し考えてもらうとかというふうなことはありますよね。

【分科会長】 そうですね。

【委員】 これは、この計画は私、目標を立てるのはやっぱりちょっとおかしいというふうに思いますので。

【委員】 いや、目標の立て方がおかしいからBというのも何となく変な感じ。

【委員】 いやいや、達成できていない。

【委員】 達成というのが、もともと変なことを立てちゃったら、達成できるわけないですけどもね。

【委員】 いや、でも、どちらでもいいです。どちらでも、そんなの目くじら立てるようなことじゃない。

【分科会長】 「当機構の担う事務・事業に関し」ということだから、その担うという範囲内で国民の意見をお伺いするということがどんな施策であり得るのかということがなかなか明確じゃないということなんかね。それが、例えば国の航空行政であるとか、あるいは大阪空港周辺環境整備のあり方を問うとかという分であれば、これはまた一方であり得るんですけども。

【委員】 対象者が限定されていますからね。

【分科会長】 機構自身が行っている事務事業に関しというふうに限定されると、これはなかなか国民が意見を申し上げるという立場にないんですね。このあたり、結論的には、とりあえずAにしませんか。後ほどちょっとまた、もし違うようであれば、ご意見を賜りたいと思います。

では、職員の資質向上、これは特に問題ない、A。

それから、内部評価委員会の開催、これも特段問題ない、A。

それから、積極的な情報公開、これも、積極的なのというのは、どれを積極的ということになるけれども、特にBにする必要はないということですが、ところが、どこかに何かややこしい文章があったな。あれは政独委の文章やったかな。おおむね達成している場合はBなんだろうというようなことを書いてあった文言があったけれども、あれはどこに書いてあったかな、気になる文言があったんだけど。では、とりあえず今の段階では、皆さん方のご意見に従ってAといたします。

それから、管理会計の活用というところも、これもAでよろしゅうございますね。

(「はい」の声あり)

【分科会長】 セグメント情報の開示、これも皆さん方の意見はAでございますので、Aということで統一したいと思います。

では、めくっていただいて、事後評価の在り方、これも意見が一致しますので、A。

続きまして、随意契約の見直しという点であります、○委員さんがSということですが、他の委員さんは全体としてAです。

どうぞおっしゃってください。

【委員】 いや、私、件数はあれでしたけれども、金額がすごく減ってましたので、ほとんど100%に近いですね。

【分科会長】 ですね。それは中村地区であるとか何か、大井地区だったかな、どちらかのことを。

【委員】 ええ、さっきおっしゃっていましたね。

【分科会長】 中村でしたね。

【委員】 それでSにしました。

【分科会長】 ということは、電気代の支払いとか、そういうことしか残っていません、こういうことですね。

ちょっと私が先ほど申し上げたことを文章的に言いますと、国土交通省所管独立行政法人の業務実績評価に関する基本方針の判断基準に関する指針についての一部改正という文書がございまして、それでS、現在の年度評価における4に係る記述を充実させ、単に目標達成しているだけではA、現在の年度評価における3であり、こう書いてあります。単に目標を達成しているだけではAという文言でありますので、目標を達成しているということであれば、Aであって不思議はないという理解をしてもいい、するという、こういう解釈です。目覚ましい業務を実施している場合がSであるということを明確化したということですよ。

私どもが今議論していますのはおおむねという、着実に実施しているというあたりのおおむねということではなくて、順調であるということにAをつけているというあたりの審議の仕方をしています。BではなくてAだよというあたりは今照らし合わせた文書とも、照らし合わせても問題ないと思います。よろしいでしょうか。

では、随意契約の見直しに関する部分は、○委員さんはSではありますが、金額ベースのことをおっしゃって、着実に実施しているという意味で……。

【委員】 恐らく競争性のない随意契約はもうあと、これが減ることは、件数が減ることはないんでしょう。

【分科会長】 ない。ないですね。

【事務局】 もうないですね。

【委員】 ないですよ。だから、これはもうほぼ100%達成しているわけだから、ここでSをつけないと、つけるときはないですし。

【分科会長】 来年、並行移動したときには、これはSにはならないので。

【委員】 ならないですね。

【分科会長】 Aになっちゃいますよね。最終年度の評価で、これがSになるかAにな

るか、中期目標を見て、そのときに年度で全然Sがなくて、最後にSがつくということは、これはあり得ない。

【委員】 これは去年は17%もあったのに、3.3%まで減っているんですよ。しかも、この3.3%はほとんど減らないというふうに考えると、私は絶対にSだと思うんですけども。

【分科会長】 業務実態から見てね。

【委員】 だから、ここの計画の件数というところは確かに達成していないんですけども、もうこれは、どうやったって、減りようがない。

【委員】 ない、ほかに。最後のチャンスという。

【分科会長】 最後のチャンスだとなる。

【委員】 確かに。

【分科会長】 去年の実績表というのは。

【委員】 21ページです。

【分科会長】 随意契約の見直しね。去年は全員が4やったんですね、随意契約の見直し。

【分科会長】 違う。○委員さんは3やった。

【分科会長】 逆なんや。ことしは、先ほどの割合が17%まで下がるより3.3%に下がるほうが、限界状態までよく頑張ったと高い評価をされた。

【委員】 だって、すべて入札させているということですよ、できるものは。

【分科会長】 これもちょっと聞いたほうがよかったかな。17%と3.3%の差の具体的に随意から見直したものは何と何があったかということあたりが、非常にそれをされたことが評価が高いということであれば、すなわち着実に実施している範囲内か、それとも先ほど来の全体としての独立行政法人、国交省の枠組みとして評価する際の高い評価が、著しいということでSをつける、こういうことです。○委員さん、いかがでしょう。

【委員】 3のもうやりようがないほどやっているという、そのところがちょっとはつきりしないというか、はつきりわからないところなんですけれども。

【委員】 今残っている競争性のない随意契約というのは、20ページに書いてあるこの、ここに書いてあるやつですか、内容というのは。

【分科会長】 そうですね。それがもう限界状態かどうかということの判断ですね。

【委員】 そうですね。

- 【委員】 データベースの追録とかというのは入札にかけられるんですか。
- 【委員】 かけられないんじゃないですか、前のは見直しになっちゃうから。
- 【委員】 はい。
- 【分科会長】 前の業務との関連性がある、こういうことですよ。ただ、そう言っている。
- 【委員】 そうすると、難しいですよ。
- 【分科会長】 それもわかった上で入札しておると。
- 【委員】 いや、連続性があるやつだったとしても、ぐちゃぐちゃになっちゃいますものね。
- 【分科会長】 むちゃくちゃになりますよね。
- 【委員】 ええ。
- 【分科会長】 形式的に入札という形をとったとしても、これ以上、3.3%以下では難しいということであれば、Sにする。
- 【委員】 これで見ると、もうないです。清掃費というのはできるかもしれないけれども。
- 【委員】 うん、清掃費はいけるかもしれないけれども。
- 【委員】 でも、これは一緒になっているんじゃない。違うんですか。
- 【分科会長】 そうなんですよ。
- 【事務局】 清掃費も無理です。
- 【分科会長】 大家が決めているから。
- 【委員】 あれは、部屋が借り上げだったら、ビルの清掃ですよ。ビル全体の清掃ですよ。
- 【委員】 そうすると、データベースを変えるときまではないですよ。
- 【分科会長】 ですね。
- 【委員】 もうないですよ。
- 【分科会長】 データベースは、そのことも含めて他の人たちが、ほかの入札があり得るということか。しかも、これは契約監視委員会というのがあるんですよ。
- 【事務局】 設置しました。
- 【分科会長】 設置して、その人たちがしっかりと見ておられるわけですよ。
- 【委員】 データベースとかは無理でしょうね、今あるのを全部チャラにするわけにい

かないから。そうすると、もうほぼないんじゃないんですかね。

【分科会長】 見ていると、福岡空港周辺であっても、土地家屋調査士というのに業務委託等を行う際、契約監視委員会のほうとしては必ずしも福岡県という形の調査士の会員に限定する必要はない、こういうことに対応して拡大をして入札されている、そういうやりとりを見ますと、非常に丁寧な随意契約の見直し等々が図られているというように判断することはできるんですが、○委員さん、それで、なおかつSだということをご主張されるんですね。

【委員】 そうですね、はい。でも、後は結構ですよ。

【委員】 ○さんに一票という感じで。

【分科会長】 一票。○委員さんが勝ちました。

【委員】 確かにもうやれないのであれば、そこまでやったんだよということであれば、Sでよろしいんじゃないでしょうか。

【分科会長】 そうですか。

【委員】 はい。

【分科会長】 では、3人の委員の方が一致をされましたので、これはSという形にさせていただきます。

では、続きまして業務の確実な実施、再開発事業であります。これは全員といたしますか、○委員さんを除いてSでありますので、Sでいいんじゃないかと思うんですが。

(「いいと思います」の声あり)

【分科会長】 それから、民家防音工事の補助であります、これも皆さん方はSということでは一致されております。○委員さんのみが着実な実施のレベルだと思うんですが、特にSで問題ないですね。

(「はい」の声あり)

【分科会長】 ただ、政独委のほうは、事業費の縮減ということについて補助事業の制度そのものについて、スタートの点がやや甘いレベルからスタートしていたので、より厳し目の評価をされているわけでありまして、昨年度は、ですから、私どもの意見に対して、私どもはこれはSをつけたんです、SではなくてAではないか、こういうやりとり。

【事務局】 昨年はもともと高かったんじゃないかという指摘があった。

【分科会長】 昨年は、ですから、単価が高いということの評価の仕方に関して政独委と私どもの会議体とで結論が違ったわけですがけれども、そのことをしんしゃくしても、こ

としては、それでも、すぐれた達成であるというふうにSをつけるだけの価値があるかどうか、ここをちょっと確認したいんですが、いかがでしょう。

【委員】 確かに前が緩かった、緩いというか、ちょっと私も前の工事のあれを聞いて、えっと驚くような状況ではあったんですけども、ここまで随分進んできたということはやっぱり評価していいと思うんですけどもね。じゃないと、それで当たり前だよと言われて、1億8,000万円ですと当たり前と言われてしまうと、インセンティブが全くわからないというか。というのは、確かに前のは緩かったとしても、金額的にちゃんと削ってあるという数値的なものがあるわけですから——何か言われるかな、また。でも、Sでいいんじゃないかと私は思いますけれども、この機構をずっと、5年、もうちょっと見ているか、やっぱり徐々に徐々に随分と引き締まってきましたよね、最初のころに比べると。

【委員】 落札率も随分下がりましたよね。

【委員】 そうそう、随分下がってきましたよ。それなのに、あんな記事が出て。

【分科会長】 一応、額的にも非常に大きいし。

【委員】 額が大きいし、それが前の結果にも出ているわけじゃないですか。ですから、それとのリンクージュも考えると……。

【分科会長】 それは、この結果、事業費が抑制されたという因果関係と見て、18番はSだけでも、それと連動しがちな事業費の抑制は、これは結果なので、Aのレベルでよろしいというふうにいたしますか。ここのところの判断です。

【委員】 難しいですね。

【分科会長】 難しいですね、ここは。

【委員】 結果と言うと、では、いろいろな結果、多方面に影響しているので、因果関係でいっちゃうと、ほかも出てくるんじゃないですか。

【分科会長】 同じ議論が出てまいりますので、1つだけ原因のほうですぐれた評価をしても、結果のほうはすぐれたのではないという、そういう判断があり得るのか、それぞれが目標という形で掲げられているんだから、原因が近い要因であろうと、結果側に近い要因であろうと、目標として掲げた以上、事業費の抑制が目標を非常に評価して、達成しているんだ、すぐれた成果だよという場合にはSでいいんじゃないかという意見もあり得るということなんですが、この辺、いかがでしょうか。○委員さん、どうでしょうか。

【委員】 さきに言われた、ここのところの一つ結果としてのほうは、それをしんしゃくしてAにしておくというのは、私、いいんじゃないかと思えますけれども。

【分科会長】　　そうですか。それでは、事業費の抑制の部分につきましては○委員さんはAのレベルで置いておいて、その大きな要因になっている民家防音工事補助事業という枠組みでの業務の確実な実施の側を縮減効果が大きい、それから、更新工事等で入札等で占める割合が非常に多くなっているということも含めて、低減率を積算額に乗じることによって事業費の大幅な縮減を図ったと。

これはもし以前からずっとやっていたら、国民の税金が幾ら回避できたかって、すぐわかるんですか。

【事務局】　　時点は5カ年の最初からですか。

【分科会長】　　そうそう。

【事務局】　　ただ、落札率が当然、ここ出てきますよね。そうすると、この落札率がどの率をとっていいか。年間の平均をとるんでしょうけれども、そうすると、当然、その当時の、20年度、21年度ありますけれども、20年度の全体の契約価格がありますから、その落札率を掛ける。要するに、契約じゃなくて、その前の予定価格ですね。その前の予定価格に対して落札率を掛けていけば、当然、額の差というのが出てきますので、それを合計していけば、数字的には出てくるのも可能だと思います。ただ、それを、では、今回の21年度の評価にどう反映するかというのはちょっと別の問題。

【分科会長】　　別の問題ですね。

【事務局】　　はい。

【分科会長】　　それは政策決定なり政策の方向づけというところにははね返るけれども、事業体の評価としてはそういうことを検討する必要はない、そういうことですね。

では、1億8,000万円、そうですね、縮減効果、これは大きいということで評価をする方向でよろしゅうございますか。

では、結論的には、事業費の抑制はAであります、民家防音工事補助事業につきましてはSという形でさせていただきます。ありがとうございました。

では、続きまして移転補償事業ですが、これはA。

それから、大阪空港周辺の緑地整備、これも「年度計画の目標値が達成できていないが」という北村委員さんの意見がございましたが、これは達成できていないというのはどれかな。わずかやってんね、たしか。0.何ぼやったんかな。

【委員】　　ぎりぎりのところなんですね。

【分科会長】　　ぎりぎりなんかな。

【委員】 98.9%。

【分科会長】 98.9%ですね。それについて、買収済みについては、残りの買収予定地があるので……。残りというのは0.9haほどあるんですか。0.9haぐらい残っている。翌年度に繰り越した、難航しているのです。これを着実なではなくて、おおむねという背景として○委員さんは上げられたということですが、ほかの委員さんは皆さん、着実にAにされているんですね、緑地整備に関しては。買収済みのほうの緑地整備はできていると、0.81haは。買収が予定されていたが難航した部分が持ち越されたものについて着実ではない部分があるので、おおむねではないかというのが○委員さんの意見なんです。

【委員】 さっきのおおむね、着実というのが、計画が全部達成されていなければ、おおむねになるとかということになる、決まっているんですか。

【分科会長】 いやいや、そういう見方もあるが、どうなんだろうということなんですよね。書かれたものを見るわけですので、中期目標、中期計画の年度計画、だから、年度計画で言うと、平成21年度計画の中には「約1.36haを買収し、用地取得進捗率を約98.9%とする」、こう書いてあるんです。これができていない部分があるということを着実と言えるか、こういうことを言われたときに、いや、それでも着実だと言えるなら、Aでいいでしょう。それだけです。

【事務局】 この表で理由の中に、相手がある話でございますので、地域住民の理解が得られないところを評定理由にちょっと説明させていただいてはいるんですが、ただ、数値目標を達成していないというのは、これは事実ではありますが、ただ、何もしなくて達成できなかったというわけではない。

【分科会長】 数字からいったらね。数字からだけはね。どうしましょう。おおむねにしますか。

【委員】 残念、一生懸命やってくださったけれども、そういう問題があったけれども、結果としては、おおむねだったということなので、おおむねでもしようがないかなと。というのは、これでおおむねじゃ、では、どこがおおむねで、どれがおおむねじゃないんだと言われたときに、ちょっと微妙に言葉に窮しますよね。ここでおおむねだとしておいたほうが——しておいたほうがと言うと、変ですけれども、そういうふうに向けて、議事録が問題なんですけれども、それで、Bでいいんじゃないですか、残念だけれども。

【委員】 そうかもしれませんね。

【委員】 1.36haのうち0.37haしか買収していないんだから、半分もっていないわけ

ですよ。

【分科会長】 買収計画にとってはね。

【委員】 ええ。多分、もう最後の最後だから、すごくご苦労をされているんだろうとは思いますが、思いますが。

【分科会長】 ご苦労されていると思うんですよ。

【委員】 それは全部勘案したけれども、数字で判断するわけですからね。だから、おおむねになっちゃうんじゃないでしょうかね。

【分科会長】 うん、なっちゃうかもしれんね。

【委員】 性急にならざるを得ないですね。

【委員】 ○さんのおかげでよかった。

【分科会長】 では、一応これは熟議をしたということで、Aの方が多かったんですけども、目標に対する年度計画としての達成ということからすれば、達成できていないという部分の目立ちぐあいが無視できるほどではないということをもって、おおむね着実に達成しているという、おおむねというところに結論を持っていきたいということで、Bとさせていただきます。

では、続きまして空港周辺の福岡でございますが、この点はいかがでしょう。○委員さんのほうでBではないかということがありますが、これは特段、この点をしんしゃくすることではないような気がするんですけども、調整はいかがなものか、効果はいかがなものか。

【委員】 それは違うんじゃないですか。

【事務局】 開催しています協議会について、こちらの○先生のほうにはメールでお送りはしておきました。

【分科会長】 これでいいですね。

【委員】 Aでいいんじゃないですかね。

【分科会長】 Aでいいですね。

(「はい」の声あり)

【分科会長】 では、これはAという形にさせていただきます。

その次の空港の周辺地域との共生ですが、特段、目標をおおむねというように見ないといけない、○委員のご指摘の中身はやや酌み取りにくいところがございますが、特にBである必要はないと思うんですよ。これはAでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【分科会長】 では、A。

続きまして、予算、収支計画及び資金計画、これもAでよろしいですね。

(「はい」の声あり)

【分科会長】 人事に関する給与水準、ラスパイレスの件でご議論はございますが、Aということで皆さん方からご意見いただいています。

それから、補充をしない定年退職者の扱いということで、的確に定員を削減されているという、これもAというふうにしたいと思います。

ということで、先ほどちょっとペンディングいたしました事業費の抑制のところはAということにさせていただいて、これで一応、評価のところを順番に申し上げます。

1番、組織運営の効率化、A、人材の活用、A、業務運営の効率化、事業費の抑制、A、一般管理費の抑制、A、業務の質の向上、連絡協議会の開催、A、広報活動の充実、A、内部統制、ガバナンス、役職員の人事評価、これはA、それから内部統制の向上、これにつきましてはS、国民の意見募集、A、職員の資質の向上、A、内部評価委員会の開催、A、積極的な情報公開、A、管理会計の活用、A、セグメント情報の開示、A、それから事後評価の在り方、A。

随意契約の見直し、これをSという形にさせていただいたんですが、これはSという形にさせていただいて、特に問題ないと思うんですけども、若干、文言、随意契約の見直しの中の分科会長試案の中の一番右のほうに「平成21年度は『随意契約見直し計画』の中で、『競争性のない随意契約』の割合が増加しているが、『競争性のない随意契約』の件数が増加したのではなく、全体の契約件数が減少」したので、「一見、率が増加する結果となった」、こう書いたあるんですね。

それで、このことを書いた背景として、いわゆる競争性のない随意契約の割合というのを指標にした場合、そのような目で見られる可能性があるので、あえてそういうことを書いているんですが、随意契約の見直しという部分の中には今のような割合というのを目標にしているわけじゃないので、一般論として、この割合がふえているにもかかわらずSをつけるということに対するご批判は生まれないだろうと思うんですが、そのことをちょっと確認したかったんです、皆さん方のご意見を。

【委員】 いろいろあります。

【分科会長】 ええ、ですから、とりあえずこれはSかAかという微妙なところだった

んですが、いわゆる契約件数の中の割合というところに改めて全体としての委員会であるとか政独委の意見がついたときに、Sはちょっと甘過ぎるんじゃないかというご意見は出てくる可能性がある。それに対するある種のきちとした判断を私たちができるのであれば、Sにしておきましょう、こういうことです。いかがでしょう。ちょっと確認だけしておきたかったんです。

ですから、書き方なんですけれども、競争性のない随意契約の件数は増加していない、減少もしていない、これはどのように見たらいいんですか。競争性のない随意契約の件数は……。

【事務局】 減ってきております。

【分科会長】 減っているんですね。

【事務局】 はい、減ってくる。

【分科会長】 それをまず書いたほうがいい。そっちを先に書いて、そして残された競争性のない随意契約はもう既に「官報公告」のうんたらかんたら、うんたらかんたら、「不可能な内容の契約のみとなっている」。一見、割合は増加したように見えるけれども、それは全体の件数が減少したからである、こういうふうに文章を足す。

【委員】 そうですね。

【分科会長】 足したほうがいいんでしょうね。そのほうにさせていただいて、それであれば、Sはつけられるという判断でいかがでしょうか。

【委員】 おっしゃるとおりだと思います。

【分科会長】 では、そうさせていただきます。

続きまして、業務の確実な実施、再開発整備事業はS、民家防音工事補助事業についてもS、移転補償についてはA、それから意見が、議論の結果、変わりましたのは大阪空港周辺の緑地整備はB、空港周辺の緑地整備、福岡空港はA、それから22番、空港と周辺の共生、予算、収支計画及び資金計画、23、人事に関する計画、給与水準、定年退職者の補充、25番まで、合わせて4件につきましてはAということにさせていただきます。

以上であります。

とりあえず私たちの評価は済みましたが、この評価と、あと残りますのは全体やね。そうですね。全体に関することでありますが、今の評価結果を、まず1つは数で見る。そうしますと、25の評価項目の中で、Sが4つ、それからBが1つを除く20がAであるということが一つの判断。

ただし、政独委のほうからも、あるいは国交省の全体の評価委員会のほうからも数だけで見ることはないようにということで、当該法人の重要な中期目標あるいは年度目標から見ますと、事業費の抑制であるとか一般管理費の抑制であるとか、先ほど来出ていますガバナンスを含めた組織運営の効率化、適正化であるとか、それから非常に重要な随意契約の見直し、業務の確実な実施、再開発事業、民家防音工事の補助事業等の業務の確実な実施あたりを見まして、なおかつ空港周辺整備の緑地整備等、若干、大阪空港でおくれが生じておりますが、基本的に、この種の重要な業務において着実に実施をしているというところが見られます。しかしながら、着実に実施をしているということ、さらにすぐれた実施状況であるというSに全体の評価を高めていくというところになるかと言えば、なかなかそうもいかないということもあって、総じて目標を確実に実施しているということのAという形にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「はい」の声あり)

【分科会長】 それでよろしいですかね、基本的には。皆様のご意見もそういうことかなと思いますので、全体、最後のページをごらんいただいて、ここから意見として選り出していくことが必要であるというように思われるところを少し、最終的な修文はまた私のほうにお任せいただきたいと思いますが、幾つか意見交換をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員さんのご意見はなかなか厳し目の意見がずっと並んでおります。というのは、意見の中身が、よりよろしきマネジメントになってほしいという面からのご意見がずっと並んでいます。このご意見そのものは、いわゆる全体の評価といいますか、総合評価をするということよりは、総合評価をした上で、さらに必要なご意見を述べられたんだというふうに思いますので、Aであるということについては変わりはないと思います。

総合評価のところ、大井地区の整備の概成、それから民家防音工事の競争入札の徹底によって大幅な削減を図ることができた、これはいずれもSに係る背景を説明していただいて、これはすぐれた状況であるというふうに総合評価としてあえて記入をしておくということですが、これはこれでいいのかなと思うんですが、これにあわせて課題・改善点、業務運営に対する意見というところにもし入れるとしたら、どこをあえて拾えばよいでしょうか。○委員さん、いかがでしょう。

【委員】 私、先ほどもちょっとお伺いしましたけれども、職員数が減っている割には理事などがちょっと、組織規模からいっても、多過ぎるんじゃないかというふうに思っ

いますので、そのあたりはやっぱり今後もう少し、なかなか理事を減らすとかというのは多分難しいとは思いますが、これだけ職員数が減ってきているので、その辺は少し、もう考えてもいいんじゃないかというふうに思っています。

それから、これまでやっぱり、そこに書いていますけれども、中村地区のことも終わりましたし、共同住宅のことも終わりましたし、非常に努力なさっていると思うんですが、さらに大井地区のことも終わりましたし、それから定額制にもなるしというので、業務自体は以前に比べると、相当減ってきているだろうというふうに思うんですね。定額制が定着するまで少し大変かとは思いますが、定着したら、かなり業務量は減ってくるんじゃないかというふうに思いますので、そういう組織変更も——組織再編というか、そういうのも含めて、あとは理事の減少なんかも考えていっていいんじゃないかというふうに、やっぱり全体的にスリム化する。ラスパイレス指数がどうかというのももちろんありますけれども、やっぱり役員数を減らすと、相当、人件費なんか減ってきますからというふうなこともちょっと考えましたけれども。

【事務局】 ちょっとこれは私のほうから、僭越ですけども、機構の弁解をするつもりは実はないんですけども、今の役員の話は、これが組織が1カ所であれば、私も先生が言われることは納得はするんですけども、今、大阪と福岡、2つに分かれているんですよ。それぞれの、業務的には同じような事業をやって、同じ仕事をやっているんですけども、ただ、2つに分かれているがために、それ相応のスタッフ——スタッフっておかしいんですが、理事は必要だと思っているんです、我々も。だから、なかなか一本化がならない限りは、今の体制ではいかざるを得んのかなと、事務局的には思っています。

【委員】 70何人しかいないんでしょう。

【分科会長】 95人に対して79人までとなっているね。

【委員】 70何人だけですよね。

【委員】 95人ぐらいいるということ。

【分科会長】 7人いる。先ほど監事という方も名前が上がっていましたね。

【事務局】 監事は2人でございます。

【分科会長】 これは、しかし、常勤やないんでしょう。

【事務局】 常勤と非常勤。

【分科会長】 常勤と非常勤、常勤だけ数えたら、何人いますか。

【事務局】 6名です。

【分科会長】 だから、先ほど7人の中には常勤の監事がいる。

【事務局】 6名です。

【分科会長】 そういうことやね。非常勤監事を除くと、6名やね。

【事務局】 そうです。6名です。

【分科会長】 6名というのが適切かどうか。理事長が1人、大阪におる。福岡と大阪に3人というか……。

【事務局】 福岡が2人です。残り大阪に理事長と理事2人と監事1人、あと非常勤の監事だから、それを外して4名ですね。

【分科会長】 なるほど。

【委員】 一般的には、そんなには要らないですよ。でも、いろいろあるんでしょうけれどもとか言って。一般的には、企業で考えたら、100人ぐらいだから、本社の課長さんと大阪の支店長みたいなのと、それは役員待遇で、あとは管理職ということで済んじゃいますけれども、でも、そもいかないろい事情もあるだろうからということ。

ただ、○先生がおっしゃるように、業務の内容が随分と減ってきているのに、頭でっかちみたいになっちゃうと、ちょっとたたかれるもとはなると思いますよね。ですから、今ある組織をちょっとずつ削ろうというよりは、今のこれだけの業務量だったら、どういう組織が必要かというふうに考えたほうが良いと思いますけれどもね、ゼロから。でも、それもなかなか、いろいろ事情もあることだということはよくわかっていますので、それはね。ただ、余り、今までのように、いろいろ事情があってもいかないかもしいので、手は多少そういうところは入れていったほうが良いんじゃないですかね、先に、先回りして。

【委員】 今後の業務量というのを考えるときに、大阪の例の騒音区域の変更というのは関係するんですか。

【事務局】 騒音区域の変更はもう終わりました。

【事務局】 当然、業務量的には減ります、区域が縮小されていますので。

【委員】 ですから、減っていきますよね、今後。

【分科会長】 これは課題・改善点、業務運営に対する意見等ですので、意見を申し上げたことが翌年度の達成度評価に直接きいてくるというような性格のものではなくて、中期目標を達成するためには、そういう意見を視野に入れながら取り組んでください、ということですから、やや、我々からすると、事情が事情としてわかり過ぎているだけに、

きつい意見を言うのを控えてきたところがあるんですけども、外圧と言ったら、おかし
いけれども、世の中の非常に大きな動きというのはもっと、空港周辺対策のあり方とい
ことを含めて、大きな流れがやはり来そうですよね。その来そうな中で我々は、それなり
に事情がわかっているということの中で、今までどおりの意見を開陳しているだけでいい
のかとなると、少しやはり先を見た、場合によってはドラスチックな変化が生まれたとし
ても、当該委員会としては的確な意見を当時言っていたなということ片りんとしては示
しておく必要が私はあると思うんですね。

その点で、今ご意見をいただいている、基準年から見ると、人員数は減ってきているし、
それから、先ほど来ずっとおっしゃっておられる、業務の中身ということが相当変容し、
なおかつ総体としてのボリュームが減少してきているという中で、業務のあり方及びそれ
に対応する組織、それから役員、とりわけ役員についてはお考えいただきたいという趣旨
の意見を申し上げることは私は悪くないと思うんですね。当然、当該組織も、翌年はどう
かわかりませんが、ここ二、三年のうちの大きな変化の中で、そういうことは正面
を切ってとらえないといけないなというように思っておられると私は思います。それは意
見として申し上げたほうがいいです。○委員さん、そういう趣旨ですね。

【委員】 そうですね。天下りとか何とかと、いろいろ言われていますので、やっぱり
この人数からして、この役員数は多過ぎると言われたら、民間にはこんなにいるだろう
というふうに言われたときに、そうなかなか、先ほどおっしゃったことが、ああ、そうで
すわねとかと、みんな言うてはくれないと思うんですね。そのための努力をしていると
いうところはやっぱり見せない。

【委員】 先にやっておいたほうがいいでしょう。自分たちが先に手を挙げちゃって、
出すほうも見ちゃいますよね。人から言われると、いっぱいやらなきゃならないかもし
ない。

【分科会長】 そうしましょう。

では、貴重なご意見をいただいたということにしますが、それ以外でご意見をいただく
部分がありましたら。

その点には一般市民に対する広報であるとか、あるいは役割を再吟味するとかというこ
ともあるかと思いますが、○委員及び○委員さんがお考えのところは、やはり事業
費の抑制、一般管理費の抑制というところで目標達成基準の立て方自体も含めて考えない
といけないですねということですね。これに対するまとめって、どういうふうにしたらい

いでしょう。それは課題・改善点、業務運営に対する意見等として非常に難しいんですけども、目標というもののバーチャル、見直しと言ったら、おかしいんでしょうか、何かそういうことの検討を始められたしみたいなことはあるんですかね。しかし、非常に微妙な時期に来ているので、それを我々が言うべきかどうかということはなかなか難しいんですけども、目標見直しの準備を検討されたしぐらいかな。

【委員】 目標というのは、それこそP D C Aサイクルでぐるっとした、ずっと同じである必要はないわけですから。

【事務局】 次期目標計画という、そういうことですね。

【分科会長】 ただ、それ自身が次期目標計画、次期の計画ということは非常に大きな流れの中で当該法人が決められるものかと言うと、なかなか決めにくいところがありますよね。しかし、どういう形態になっても、あるいは、どういう形の法人としての役割、あるいは法人でない形態も含めて、さまざまなバリエーションはあり得ると思うんですが、その中でも中期目標のあり方ということに関する目標の立て方そのものは現時点から十分に準備をなさいよというぐらいかな。それぐらいかな。もちろん状況に応じてとか、前段の言葉を継げば、幾らでも継げるんですけども、継げば継ぐほど、わけがわからなくなって、支離滅裂になってしまうかもわかりません。独立行政法人以外の組織形態の検討も含めという文言は、どこに入っていたんですかね。

【事務局】 整理合理化計画です。

【分科会長】 そうですね。それは凍結されたんやね。

【事務局】 そうです。

【分科会長】 凍結はされたが、凍結されたという趣旨は、それ以上に厳し目の方向性を出すという意味で凍結されたんやね。違うの。

【事務局】 昨年の暮れに閣議決定で。

【分科会長】 そういう意味やね。だから、最低限はそういうことの検討もやらないかんということでは言われているわけでしょう。

【事務局】 具体的にどういうふうにしろというのは来ていないんですけども、横断的な指示ということが来る可能性があります。

【分科会長】 あるんですね。

【委員】 独立行政法人以外の組織のあり方をどうするべきかというのも、ここが考えるべきことなんですか。

【分科会長】 いや、違います。それは私たちが考えるべき、逆に言うと、どういう基本的な方向が出て、現在の組織がそれにきちっと対応できるように、さまざまな準備しておきなさいよ、そういうことしか言えない、我々は。でも、そんなことを言ったって始まらないという説もあるんですけども。

【委員】 さっきのあれをぱっと言っておけば、一番大事なんじゃないですか。

【委員】 組織と理事を。

【分科会長】 理事ね。

【委員】 うん。理事を何人減らせということじゃなくても、例えば内容が変わってきたら、組織全体を再構築する必要があるんじゃないかというようなことが一番、そこを言っておけば、それによって、また目標の立て方も変わってくるでしょうね。大学も何か変な目標を立てられて、もらっているけれども、何でこれがあるんだというのはありますよね。

【分科会長】 こういう感じですかね。整備合理化計画の扱い、中期計画の見直しが視野に入るのにあわせて、組織のあり方の方向づけに応じ、業務運営の改善の準備をされたし、そういうことかな。言っても、余り始まらないですけどもね。それでも、入れておきますか。これは非常に大きな流れがあるので、我々としては直接関与できることやないんですけども、当該組織は、どういうふうに方向づけされても、対応できるように準備をしなさいよというぐらいしかちょっと言いようがない、今の大きな流れは。間もなく出るんですか。何とも言えない。

【政策評価官室】 わかりません。

【分科会長】 どれだけ聞いても、何とも言えないので。

【委員】 でも、余り実効性はないとは思いますが、一応入れておいたほうがよろしいんじゃないでしょうか。

【分科会長】 入れておくかな、うん。だから、基本は先ほどの私たちが一番気になった業務のボリュームが減少してくるとか、あるいは民家防音工事自体の定額制扱いであるとかというふうに、業務そのものは変わってくる。職員数が減少してきているけれども、役員数は変わらない。そのあたりはやっぱ非常に、ちょっと表現は悪いですけども、バランスが悪いですよ、組織としては。それが、リスクマネジメントからすると、最大の 이슈ではないかなというふうに思うので、それに対しては十分対応しなさいということをお願いした上で、先ほど申したように、整理合理化計画の扱いであるとか中期

目標、中期計画の見直し等が視野に入ってくるのにあわせて、組織のあり方の方向づけに応じて、方向づけそのものはだれがするかというのは文面でしかちょっと、脈絡ですから、理解できませんけれども、業務運営の改善の評価をきちっとしておきなさい、準備をしておきなさい、それぐらいの文章にいたします。

修文は、大変申しわけないですけども、事務局と私のほうに任せていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【分科会長】 では。

【委員】 実績のところ、先ほど会長がおっしゃいましたけれども、私、やっぱりすごく実績は上がっていると思うんですよ。

【分科会長】 前にちょっと置いたほうがいい。

【委員】 しかも、毎年毎年ちゃんと実績が上がっていると思うんですよ。

【分科会長】 それ、文言を入れましょうか。

【委員】 そうですね。毎年きちんと実績、そのことが、だから、職員数の減少とかにつながっていっていると思うんですけども。

【委員】 どんどん仕事がたくさん進んでいるから。

【委員】 うん。きちんと、ほんと、毎年毎年いろんな難問をクリアしてきていると思うんですよ。

【分科会長】 上げてきていることは高く評価する。

【委員】 進めば、評価できていない。

【分科会長】 そうなんですよ。この分野はやっぱり進めば進むほど存在ということに関し難しくなって。

では、総合評価の一番前のところに、年々、業務実績を上げてきていることは高く評価するというふうに入れましょうか。Sが入っているのは、そのためであるということですね。

【委員】 そして、その後に、ことしはこれとかというふうに具体的に。

【分科会長】 そういうことですね。

【事務局】 今のは、最初の法人の業務の実績の欄に入れるということ。

【委員】 はい。

【分科会長】 そうですね。特にというぐらいで、「優れた実施状況にあると判断す

る」という、その文言の前にそれを入れておきたい、一般論として。

では、それ以外は、あと何か広報活動とか、その他に何か入れますか。

【委員】 もういいです。

【分科会長】 もういいですか。

【委員】 またレベルが違っちゃう。

【分科会長】 うん、違いますしね。では、中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められるということでAという形で総合判定したということにします。

では、以上にさせていただきますが、あと、我々からすると、残っている案件ですね。取り急ぎやりましょうか。

【事務局】 休憩しますか。

【委員】 やりましょう。

【分科会長】 はい、やりましょう。

【分科会長】 説明が要るわけね。

【事務局】 あとは、財務諸表と業績勘案です。

【分科会長】 ですね。事業決算報告書、それから監査報告、業績勘案やね。それだけやね。業績勘案のときは同席してよかったわけ。

【事務局】 そうです。

【分科会長】 わかりました。では、そういうこと。

お急ぎでしょう。とりあえず、できるだけ早目に。

(機構入室)

【盛岡分科会長】 ご苦労さまです。それでは、お座りくださいませ。

慎重に我々として審議をさせていただきました。ちょっと結論だけ申し上げるということとで大変申しわけないですけれども、順番に申し上げたいと思います。

組織運営の効率化、人材の活用、この点についてはA。

それから、業務運営の効率化、事業費の抑制につきましては、それ自身の評価を高く評価される方も複数名いらっしゃいましたが、業務運営の効率化の事業費の抑制ということが民家防音工事の改善と非常に密接して関連しているので、この点については民家防音工事のほうにすぐれた達成という評価をしたいということもあって、着実に目標を達成している、Aとさせていただきます。

一般管理費の抑制、A、それから業務の質の向上、連絡協議会の開催、A、それから広

報活動の充実、A、内部統制、ガバナンス、役職員の人事評価であります、これもAであります。

その次の内部統制の向上であります、リスクマネジメントのリスクの洗い出し、それからコンプライアンスワークGの検討結果、それから内部通報制度の実施等々を含めて、着実に実施している以上の取り組みをなさっておられるということで、すぐれたということでSとさせていただきます。

国民の意見募集から職員の資質の向上、内部評価委員会の開催、積極的な情報公開、管理会計の活用、セグメント情報の開示、それぞれ目標を着実に実施しているということで、Aとさせていただきます。

めくっていただいて、事後評価の在り方、これもAであります。

続きまして、随意契約の見直しであります、この随意契約の見直しに関しては着実に実施しているという評価をベースに置きましたけれども、競争性のない随意契約を非常に大幅に、金銭ベースでは3.3%まで削減をされたということで、着実以上、すぐれた成果であるとみなしました。九十数%に到達されているので、次年度は非常に難しくなるだろうと思いますけれども、本年度に関しては、すぐれたということで、着実以上のSとさせていただきます。

それから、再開発事業、民家防音工事の補助事業等は、一致して大変すぐれているということなので、Sとさせていただきます。

19番から、移転補償事業、A、ただし、大阪空港周辺の緑地整備に関しては、当初、着実な実施状況であるというふうに考えておりましたけれども、大阪空港の緑地の買収に関する目標が1.36haであったのに対して0.9haと過半が残ってしまったという、目標に照らし合わせた場合には、それがなかなか着実とは言いがたいということなので、Bということにさせていただきます。ちょっと厳し目ではありますが、この点は、用地買収の難しさ等々については熟慮しましたけれども、掲げた目標ということから判断する限りにおいては、それはおおむねという範囲内であるといいたしました。

21番、福岡空港周辺の緑地整備からずっと23番まで、定年退職者の補充まで、すべてAということにさせていただきます。

総合評価であります、25項目のうち、Sが4、Bが1、Aが20ということで、過半がAであるということ及び当該法人の主たるといえますか、根幹的な事業項目に関連した目標設定に関しては、若干、大阪空港の緑地整備の部分がBでございましたが、すべてがA、

及び、先ほど申し上げたように、Sが4つあるということなので、この点から勘案して着実な目標の実施達成状況にあるということで、Aとさせていただきます。

そして、総合評価の法人の業務に関する実績のところでございますが、年々、業務実績は上げてきているということについては高く評価するということで、特に再開発整備事業に関しては長年の懸案であった福岡空港周辺の大井地区の整備が概成し、民家防音工事補助事業については更新事業における競争入札の徹底により事業費の大幅な削減を図ることができたという点で特にともなすぐれた実施状況にあると判断する、こういう文言にさせていただきました。

それから、課題・改善点、業務運営に関する意見等ではありますが、この点はいろいろと議論をさせていただきました。法人にとって懸案になっておりました中村地区、これは昨年の段階、それから本年度の抱負にございました。私どものことしの評価の大きな案件でありました大井地区、それから以前の共同住宅、それぞれ事業が概成あるいは進んでまいりまして、特に民家防音工事に関しては定額制への移行ということで平成22年度から進んでまいりますので、全体としての業務の見直しあるいは業務の減少ということに対応した組織なり人材のあり方ということを検討していく時期がまさに来ているというふうに考えられます。その点では、中期目標、中期計画に関しては既に策定されたとおりでありますけれども、このような近年の動きに合わせて、さらに必要な対応をとっていく必要があるのではないか。

若干この点について、職員数は減少しているけれども、役員の数というのがスタートの時点から変わらないということに関しては少しお考えをしてほしいという意見が出ております。それについて皆さん方と協議した結果、こここのところに書き込みたいということがあります。

あわせて、いわゆる整理合理化計画、これは昨年12月に一たん凍結はされておりますけれども、基本的な精神は、法人の形態も含めて適正な形を考えるということの精神を受け継ぎ、なおかつ中期目標の見直しということについても視野に入ってくるということにあわせて、当該法人の組織のあり方については法人自身が決めるというよりは政府組織等々が方向づけをするという時期が来るだろうというように思います。ただし、その方向づけそのものを法人が決めるわけではないので、どのような方向づけが設定されたとしても、それに対応して即時にといたしますか——即時という表現はよくないと思いますけれども、迅速に業務運営の改善を行えるような準備をされたしということで、ちょっと文言上、入

れさせていただきます。

これは、当該、私どもの分科会あるいは国土交通省独立行政法人評価委員会としての協議する内容といえますか、レベルより外にある、いわば政府及び国民的意思決定というのはどういう方向に進んでいくのかということが私どもとしてまだ見えないところがありますが、どういう方向づけにされたとしても、それに対応する現在の法人組織の迅速な対応はやはり求められると思いますので、あらゆる局面を想定して対応行動をご準備されることをお願いしたいということ、ちょっと文言的には、精神的には書かせてほしいというように思います。これは我々が、分科会だけではなくて、多分、全体の評価委員会でも法人組織の見直しということが、我々だけではない、ほかの分科会対象の組織についても及んでくだろうと思いますけれども、ちまたの動向を見ますと、どうも私たちの扱っている法人はその一つの大きな政治的意思決定の中に入る可能性がないことはないということ、を我々としては思案をした結果です。

ただし、今、最後に申し上げたことは書くつもりはございません。余りそんなリアルなことは書きませんので、中期計画の見直し等々を含め、いろいろなことが方向づけされたとしても、迅速に対応できるようにというような、若干あいまいではありますが、その趣旨だけは伝えるようにいたします。文言については私ども若干修文をいたしますということでもあります。

それでは、以上の私どもとしての年度評価を終わりにして、時間がなかなかタイトになっておりますが、できますれば、その次の資料3、資料4、資料5、それから資料6、それから資料7はちょっと別でありますけれども、ご説明いただきまして、審議をしたいと思っております。

では、よろしく願いいたします。

【濱周辺整備事業室長】 では、先ほど会長言われました、資料3、4、5、6、財務諸表関係の説明をさせていただきます。

資料3の財務諸表、お手元にあろうと思いますが、それを説明させていただきます。

説明の前に、空港周辺整備機構は、長期借入金及び債券発行を行う関係から、会計監査人の監査を要する法人として通則法で定められておりまして、財務諸表、事業報告書及び決算報告書につきましては監事並びに国土交通大臣が選任しました会計監査人の監査を受けております。

それでは、資料3の財務諸表の説明をいたしますけれども、金額につきましては百万円

単位で説明させていただきます。

まず、1ページの貸借対照表の資産の部ですが、流動資産37億7,500万円と固定資産43億1,800万円の合計で、一番下の資産合計80億9,300万円となっております。

主なものとしましては、流動資産の現金及び預金22億6,900万円と有価証券13億9,800万円及び有形固定資産の建物40億100万円です。

続きまして、2ページの負債の部でございますけれども、流動負債17億4,700万円と固定負債43億1,500万円の合計で、中ほどの負債合計60億6,200万円となっております。

主なものとしましては、流動負債の未払金10億2,100万円と固定負債の長期借入金22億7,000万円及び預り敷金・保証金の12億7,800円です。

次に、純資産の部ですけれども、資本金14億円で、変更はございません。

次に、利益剰余金ですが、資産合計80億9,300万円から負債合計60億6,200万円、資本金合計14億円及び資本剰余金△200万円を差し引きました額6億3,300万円となります。このうち当期総利益は3億5,000万円です。

続きまして、3ページの損益計算書でございますが、経常費用、経常利益及び臨時損失、利益で当期の損益をあらわしております。

経常費用は機構の本来業務に必要な業務費と管理部門に必要な一般管理費及び借入金、債券の支払利息などの財務費用に分かれておりまして、総額は中ほどの74億1,200万円です。

業務費の主なものは、その他経費の用地買収費及び建物補償費や民家防音工事費です。

一般管理費は、管理部門の役職員人件費及び物件費です。

経常利益は本来業務であります業務収入、国からの受託金及び補助金などの収入で、総額は77億6,100万円です。

経常費用74億1,200万円に対しまして計上収益が77億6,100万円、差し引き3億4,900万円が計上利益となっております。

これに臨時損失1,700万円、臨時利益1,800万円を差し引きまして、当期総利益3億5,000万円となっております、貸借対照表における当期総利益と一致しております。

次に、4ページのキャッシュ・フロー計算書でございます。

これは機構における期間中の現金の動きを3つの活動からあらわしたものです。

業務活動によるものは機構の本来業務に係る収入支出です。

投資活動によるものは資産取得や有価証券償還による収入支出、財務活動によるものは

長期資金の借り入れ及び債券発行による資金調達や償還に伴う収入支出です。

一番下に記載しました資金期末残高22億6,900万円は、貸借対照表上の現金及び預金に一致しております。

その上の資金期首残高16億9,500万円は、前期決算における貸借対照表上の現金及び預金です。

その上が差額で、5億7,500万円が今期に増加した資金です。

期末残高の主なもの、3月31日現在における再開発事業費等の未払金約10億円、敷金等の預り金約8億円です。

次に、5ページの利益の処分に関する書類（案）ですが、当期総利益3億5,000万円が利益処分額となっておりまして、すべて積立金として整理することとしています。

次に、6ページの行政サービス実施コスト計算書です。

機構の業務運営に関して国民の負担に帰すこととされるコストを集約したもので、総額は一番下にあります6億8,200万円です。

主なものは、業務費用の5億9,200万円で、このうち民家防音事業等の補助金がそのほとんどを占めております。

次に、7ページから13ページが特記事項でございます。

このうち7ページの重要な会計方針につきましては、特段の変更はございません。

8ページの貸借対照表関係におきまして、固定資産の減損の兆候としまして、昨年度から引き続き大阪の第1種区域で行っております賃貸施設5物件につきまして、また減損の認識として大阪の賃貸施設1物件及び福岡の賃貸施設1物件について記載しております。

また、今般の企業会計基準等の変更を踏まえまして、独法会計基準及び注解の改定のうち金融商品及び賃貸等不動産の時価等の注記による開示につきましては平成21事業年度から適用することとされたことから、11ページに金融商品関係につきまして、12ページに賃貸等不動産関係について記載しております。

なお、これ以外の注記事項としては、機構の重要な会計方針、損益計算書の人件費やその他経費の詳細な内訳を記載しております。

次に、14ページから21ページまでが附属明細書でございます。

これは固定資産の取得及び処分並びに減価償却費、たな卸資産、有価証券、長期借入金等、財務諸表の明細及び事業別のセグメント情報を記載しております。

続きまして、資料4の事業報告書は、機構の事業概要でございます。

それから、資料5の決算報告書は、年度計画の予算計画に従った決算額です。

資料6の監事意見書及び会計監査人の監査報告書は、監事並びに会計監査人による監査結果に対する意見及び報告がそれぞれ記載されたものですが、説明は省略させていただきます。

以上、機構の財務諸表につきまして説明いたしましたが、法人を所管する課といたしましては、独立行政法人会計基準にのっとり適正に処理されておりました、監事並びに会計監査人からも適正な会計処理を行っている旨の意見をいただいておりますので、承認すべきものと考えております。

以上でございます。

【盛岡分科会長】 ありがとうございます。

それでは、ご説明をいただいた部分でございますが、私どもとして何か意見を申し上げることはございますでしょうか。特にないようでしたら、特段の意見なしということになりますけれども、よろしゅうございますか。はい。

では、続きまして役員の退職に関する業績勘案率の決定でございます。

この点につきましては、空港周辺整備機構の法人のほうからご説明お願いいたします。

【竹内理事長】 それでは、資料7に基づきまして、ご説明いたします。

退職役員、〇〇でございますが、周辺整備機構の理事、平成18年9月20日から平成21年12月31日まで40カ月でございます。

業績勘案率の決定につきましては、法人の業績による勘案率としまして1.0。平成18年から20年度における業務運営評価は、昨年度の年度計画に基づき業務運営を行った結果、各年度において順調とのご評価をいただいております。また、21年度におきましても年度計画に基づき業務を着実に実施してきたということから、原則どおりの1.0というふうにいたしたいと考えております。

個人業績としましては、福岡事業本部担当理事として期間中計画をおおむね達成する等、一定の評価は認められますけれども、特に個人業績を加算するという状況には至らなかったということで、0.0というふうにいたしたいと思っております。その結果、業績勘案率としての案としましては1.0といたしたいと考えております。

次に、役員、〇〇でございます。周辺整備機構の理事でございます、平成17年1月15日から平成21年12月31日まで60カ月でございます。

法人の業績による勘案率といたしまして、平成16年度から20年度における業務運営評価

は、各年度の年度計画に基づき業務運営を行った結果、各年度におきまして順調とのご評価をいただいております。また、21年度におきましても年度計画に基づいて着実に実施してきたということから、原則どおりの1.0といたしたいと考えております。

個人業績といたしましては、当該役員は大阪本部の総務担当理事として16年から21年度の事業計画を達成するのに努力したほか、一定の業績は認められますけれども、個人業績を加算すべき状況には至らなかったということで0ということで、業績勘案率を1.0というふうにいたしたいと思っております。

なお、役員退職手当は業績勘案率を1.0とした上で既に支給はいたしておりますが、評価委員会における勘案率の決定をいただきまして精算をいたしたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

【盛岡分科会長】 ただいま説明をいただいたとおりでございまして、ともに業績勘案率は1.0であるということで支給をされておりますけれども、精算をしたい旨ご提案ございました。皆様、いかがでしょうか。

特段、そのことに関して異論はないということで、私どもとしては業績勘案率1.0として国土交通省評価委員会に通知をしたいというふうに思っております。ありがとうございました。

では、正式な通知が評価委員会からありましたら、法人のほうで精算手続をお願いしたいと思えます。

それでは、事務局、濱室長さんのほうから何か連絡事項ございますでしょうか。

【濱周辺整備事業室長】 特にございません。

【盛岡分科会長】 ございませんか。

【濱周辺整備事業室長】 はい。

【盛岡分科会長】 それでは、約1時間近く審議がおくれてしまいましたが、以上で、すべての議事を終了いたします。長時間にわたりご審議いただきまして、ありがとうございました。

残りました議事録の確認でございますが、委員各位に送付いたしますので、お忙しいところ、まことに恐縮でございますが、発言内容のチェックをお願いいたしますということで、評価委員会の運営規則によりまして、評価に関する部分につきましては発言者名を記載しないということにいたします。

以上でもって、当空港周辺整備機構分科会を終了いたします。どうもありがとうございました。

ました。